

Disclosure 2024

中国ろうきん ディスクロージャー誌



DISCLOSURE

2024

ごあいさつ

平素より<中国ろうきん>をご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。

さて、当金庫は2021年度より、「全力!お役立ち宣言!!—伝えますくろうきん>だからできること—」をスローガンとして第7期中期経営計画を開始し、「会員へのお役立ち」、「間接構成員へのお役立ち」、「間接構成員のご家族へのお役立ち」の実現をめざし取組んでまいりました。コロナ禍により行動が大きく制限される状況もありましたが、非対面チャネルの拡充やWeb会議を活用した推進活動等新しい活動スタイルを見出していくなかで、推進委員会の活性化やご家族との接点拡大、資産形成に向けた提案活動等中期経営計画に沿った施策を着実に展開することができ、中期経営計画3カ年で預金残高については686億円、融資残高については578億円増加させることができました。これらの成果が得られたことは、会員・間接構成員の皆さまのご協力があったのことに深く感謝申し上げます。

日本経済は、コロナ禍の収束による経済活動の活性化を背景に、原材料費の高騰と円安等から物価上昇が定着し、今春闘において30年ぶりの高い賃上げが実現されるなかで、日本銀行が「マイナス金利政策」を解除し、今まさに「金利ある世界」に入ってきました。将来的な人口減少による需要の縮小や、異業種の金融業への参入等も相まって、預金・融資の獲得競争はさらに激化していくものと考えます。取り巻く環境はさらに厳しさを増していくことが想定されますが、当金庫の使命は会員・間接構成員の皆さまへより良い金融サービスを提供することで「お役立ち」することであり、それを「持続可能」とするためのビジネスモデルを確立すべく経営努力を続けてまいります。

2024年度からは、『「とことん」お役立ち宣言!!—あなたの想いを未来へ—』のスローガンのもと、第8期中期経営計画をスタートさせました。第7期中期経営計画で掲げた取組みや推進活動を深化させていくことでさらに会員・間接構成員の皆さまへ「お役立ち」できる金融機関をめざし、直面する厳しい外部環境の変化に臨機応変に対応できる体制整備を進めてまいります。

ここに当金庫の事業方針、事業概要、業務内容および財務状況等について、広く皆さまに情報を開示することを目的として2024年度3月期ディスクロージャー誌を作成しました。

つきましては小誌をご高覧いただき、私ども<中国ろうきん>に対するご理解を一層深めていただければ幸いです。

2024年7月



理事長 戸守 学

CONTENTS

2024中国ろうきんディスクロージャー誌

〇ろうきんの理念と基本姿勢

ろうきんの理念	03
ろうきんの基本姿勢	03
ろうきんの目的・事業運営3原則	04
ろうきん業態セーフティネット	04
労働金庫の概要	04
中国ろうきんのめざす姿	
ろうきんブランド確立への挑戦	05-06

〇2023年度事業の概況

トピックス	07-08
2023年度業績の概要	09-12

〇第8期中期経営計画および

2024年度事業計画	13-20
2024年度事業計画におけるリスク・アペタイト	21
中国ろうきんのSDGs達成に向けた取組み	22-24

〇中国ろうきんの概要

法令等遵守の体制	25-27
リスク管理の体制	28-30
お客さま本位の業務運営に関する取組方針	31-32
内部統制システム整備に関する基本方針	33-34
顧客保護等管理態勢	35
利益相反管理方針の概要	36
苦情等への対応	36
政治的中立に係わる方針	36
反社会的勢力による被害の防止について	36
金融円滑化への取組み	37-38
債務者が住宅資金借入者である場合の申込状況	38
ろうきん助け合い制度	39-40
社会的責任と貢献活動	41-44
2023年度ろうきん運動推進表彰	45-46
役員一覧	47
代表理事・常勤理事・参事の兼職の状況	47
会計監査人の氏名又は名称	47

報酬等に関する事項	47
組織図	48
職員の状況	48

〇商品のご案内

金融商品に関する勧誘方針	49
金融犯罪被害防止に向けた取組み	49
預金商品のご案内	50
個人型確定拠出年金(iDeCo)のご案内	51
企業型確定拠出年金のご案内	51
有価証券のご案内	51
共済代理業務のご案内	51
損保窓販業務のご案内	51
生保窓販業務のご案内	51
内国為替業務のご案内	51
その他	51
融資商品のご案内	51-52
各種サービスのご案内	53-54
手数料一覧	55-56

〇中国ろうきんのネットワーク

店舗一覧	57-58
ATM・CD一覧	59-60

〇中国ろうきんの歩み

資料編	62-96
-----	-------

〇索引

索引	97-98
----	-------

本誌は労働金庫法第94条において準用する銀行法第21条(業務および財産の状況に関する説明書類の縦覧等)の規定に基づいて作成したディスクロージャー資料です。



ろうきんの理念と基本姿勢

ろうきんの理念

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。
ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。
ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、そのネットワークによって成り立っています。
会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、運動と事業の発展に努めます。
ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

ろうきんの基本姿勢

私たちろうきんは、働く人たちの絆から生まれた働く仲間のための福祉金融機関です。
私たちは、ろうきん理念の基本にある次の「目的・運営・運用」に基づき、社会的使命をいつも考え事業活動を行っています。



目的

〈ろうきん〉は、働く仲間がつくった福祉金融機関

〈ろうきん〉は、労働組合や生活協同組合の働く仲間が、お互いを助け合うために、資金を出し合っ



運営

〈ろうきん〉は、営利を目的としない金融機関

〈ろうきん〉は、労働金庫法という法律に基づいて、営利を目的とせず、公平かつ民主的に運営されています。この〈ろうきん〉独自の運営に共感する人たちの輪が日本中にひろがり、いまでは利用者が全国で約1,000万人。労働組合や生活協同組合の働く仲間をはじめ、多くの方々に広く利用されています。



運用

〈ろうきん〉は、生活者本位に考える金融機関

〈ろうきん〉の預金・ローンなどの商品や各種サービスなどは一般の金融機関とほとんど変わりません。しかし、資金の運用がまったく違います。働く人たちからお預かりした資金は、働く人たちの大切な共有財産として、住宅・結婚・教育資金など、働く仲間とその家族の生活を守り、より豊かにするために役立てられています。

ろうきんの目的・事業運営3原則

ろうきんの目的や事業運営は労働金庫法によって規定されており、市中銀行との違いが明確に区分されています。

労働金庫法

(目的)

第1条 この法律は、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もつてその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする。

(原則)

第5条 金庫は、営利を目的としてその事業を行つてはならない。(非営利の原則)

2 金庫は、その行う事業によつてその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。(会員直接奉仕の原則)

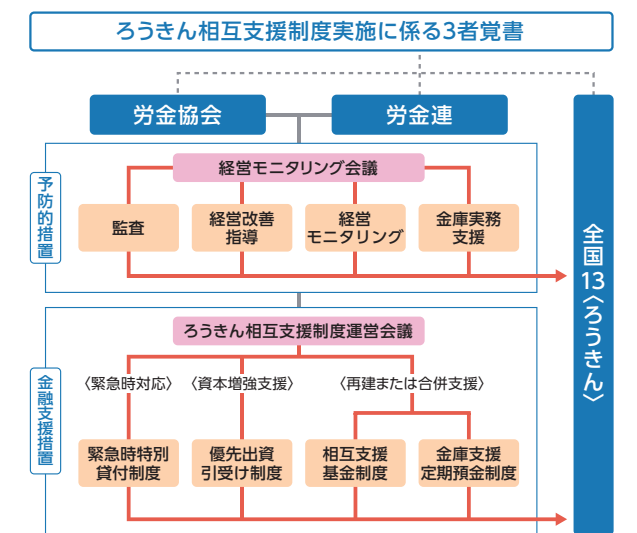
3 金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。(政治的中立の原則)

ろうきん業態セーフティネット

ろうきんでは、ろうきん業態独自のセーフティネットとして、「ろうきん相互支援制度」を設けております。この制度は、「予防的な措置」と「金融支援措置」という2つの仕組みを用意しています。

第1の柱である「予防的な措置」としては、全国13労働金庫の業態団体である全国労働金庫協会(労金協会)に設置された労働金庫監査機構による定期的な監査(金庫の業務執行や財務状況等についての監査)と労金協会による定期的な経営状況のモニタリングがあげられます。経営状況のモニタリング結果については、労金協会が開催する「経営モニタリング会議」へ報告され、経営上の問題が認められた場合には、問題の程度に応じた措置(経営改善指導等)が講じられる仕組みとなっています。

第2の柱である「金融支援措置」は、労金協会と労働金庫の系統中央金融機関である労働金庫連合会(労金連)が共同で開催する「ろうきん相互支援制度運営会議」において金融面での支援が必要と判断された場合、金庫の状況に応じて労金連の金融機能を活用し、一時的な資金の貸付である「緊急時特別貸付制度」、資本増強支援のための「優先出資引受け制度」、再建支援等のための「相互支援基金制度」や「金庫支援定期預金制度」を実施することで経営をサポートします。



労働金庫の概要

1.中国労働金庫の概要

項目	2023年度末
理事長	戸守 学
本店所在地	広島市南区稲荷町1番14号
創立	2003年10月1日(中国4労働金庫統合)
出資金	69億69百万円
預金残高	1兆3,023億2百万円
融資残高	8,503億73百万円
団体会員数	3,385会員
間接構成員数	602,116人
店舗数	39店舗

2.全国労働金庫の概要

項目	2023年度末
金庫数	13金庫
店舗数 (うち支店) (うち出張所)	596店舗 549店舗 34店舗
会員数 (うち団体会員数)	100,926会員 47,759会員
常勤役員数	105人
職員数	10,988人
預金残高	23兆848億61百万円
貸出金残高	15兆5,716億55百万円

中国ろうきんのめざす姿

～ろうきんブランド確立への挑戦～

この取組みは、今後も職員が生き活きと働き続け、会員・構成員の皆さまに「お役立ち」し続けるために**職員自身が“変わる”**取組みです。2023年10月から、「中国ろうきんブランド確立に向けた施策」を全店でスタートしました。

と 中国ろうきんコア・バリュー



とことん聴きたい、あなたの想い

常務理事 瀬光 秀昭 書

「とことん」に、はたらくあなたとあなたの家族の生活にどこまでも向き合いたい、
「聴きたい」に、想い（夢）を実現させるため、あなたに寄り添いたいという決意を込めました。
「当金庫と他金融機関との違い＝当金庫のブランド」を表す言葉としてコア・バリューを策定しました。



こ 中国ろうきん行動指針の意義

私たちは日本で唯一の福祉金融機関の職員であることに誇りをもちます。

「とことん聴きたい、あなたの想い」を念頭に置いて

大切なお客さまとお客さまのご家族のしあわせを第一に考えます。

そのしあわせを実現していくために日々の行動はどうあるべきでしょうか。

お客さまに信頼される職員となるために。お客さまに最高のお役立ちを届けるために。

未来へ続く中国ろうきんを実現するために。

その“道しるべ”となるものが中国ろうきん「行動指針」です。

と 行動指針

- | | | | |
|-------------|----------|-----------|-------------|
| 1 環境整備 (5S) | 5 感謝 | 8 頂いた声は宝物 | 11 コンプライアンス |
| 2 気持ちの良い挨拶 | 6 前向き志向 | 9 自己研鑽 | 12 家族に寄り添う |
| 3 コミュニケーション | 7 変化を楽しむ | 10 伝える力 | 13 アフターフォロー |
| 4 チームワーク | | | |

ん ブランド確立に向けて

1 行動指針実践行動の全金庫共有

- ① 朝礼での共有
- ② 行動指針実践感動メモ (全職員による投票等)

2 CSアンケート

お客さまより「お役立ち」に対する声をいただき、それを職員が実感することでモチベーションを向上させ、さらなる「お役立ち」の行動を生みだします。

3 会員さまからの感動メモ

会員・間接構成員の皆さまから、**ろうきん職員の好ましい対応事例を『感動メモ』として募集します。**

4 ES・CS委員会の設置

各店にES・CS委員会を設置し、感動メモ等の内容を会員の皆さまと共有する等、意見交換を行います。

特集！ ブランド確立に向けた取組み

この取組みについて営業店の職員に聞いてみました！



益田支店
三島 精司 支店長

当店では、行動指針をいつでも確認できるよう営業室内に掲示し、全職員意識を持って取り組むよう心掛けています。また、会員やお客さまからの「お役立ち」に対する感謝の声を職員が実感することでモチベーションを向上させ、さらなる「お役立ち」の行動に繋がっています。



広島西支店
向井 靖博 次長

「ブランド確立に向けた取組み」を行うことで職員のモチベーション向上や仕事への意欲も高まってきたと思います。また、理解が深まることで職場内に良い変化が生まれてきたと実感しています。



下松支店
田中 美汐 職員

「会員さまからの感動メモ」で、ある会員さまより私の笑顔に対してお褒めのメッセージをいただきました。照れくささもありますが、嬉しく感じます。いただいた声は自分の励みにし、これからもお客さまに対してより多くの感謝や感動を届けられるよう精進してまいりたいと思います。

この取組みについて会員の皆さまに聞いてみました！



水菱プラスチック労働組合
浅沼 英樹 執行委員長

相手に寄り添うという想いはいつかお役立ちに繋がり、共感の輪を拡大させる原動力になると思います。職員の皆さんの温かく気持ちのこもった想いをこれからも感じつつ、ブランド確立に向け共に歩んでいけたらと思います。



中国電力労働組合 島根原子力支部
團野 康宏 執行委員長

職員さんの日頃の熱心で親身な対応に感謝しています。それが感動メモとなり、心と心を結ぶ温かいものとなり、ろうきんブランドにつながる、「人と人とのつながり」を大切にすろうきんならではの取組みだと思います。



感動メモ「年間行動指針大賞」全文紹介 ～津山支店 難波 理恵子 職員～

感動メモとは・・・

行動指針に沿って実践された好事例を共有するためのメモを職員間で記入し合い、職場内、金庫全体で共有する仕組みを構築。職員から毎月提出を受け、職場内でのMVPの決定や全職員による投票、ニュース等により金庫全体で共有します。

● 相手を思いやる言葉と行動

難波さんは、小さなお子さま連れの方やご高齢の方など、お客さまに合わせた言葉をかけ、優しくサポートしています。ローカウンターへ案内し、落ち着いた環境の中で説明され、お見送りの際には「お氣をつけてお帰ください。」と笑顔で最後まで丁寧に対応されています。その温かい対応がお客さまに安心感と信頼感を与えているのだらうと、お客さまの表情で感じられました。

さらに、仕事で苦戦している私に対しても疑問や不安に真摯に向き合ってくださいます。「ありがとね」、「がんばれー」など、そつと言葉をかけてくださり、その温かな配慮にとっても励まされています。

私も、難波さんの姿勢を見習いながら、心のこもった対応をし、思いやりをもって仕事をしたいと思いました。

2023年度における感動メモ登録数
行動指針実践感動メモ：1,711件
会員さまからの感動メモ：294件
たくさんの感動をありがとうございます！



難波 理恵子 職員 (年間行動指針大賞受賞者)

この度、感動メモ「年間行動指針大賞」をいただき誠にありがとうございます。
津山支店へご来店されるお客さまは年齢層が幅広く、また会員さん、組合員さん、そのご家族など、日々様々な方が様々な要件で来店されます。そのため、丁寧な説明や、お客さまのニーズにあった提案ができるようにいつも心掛けています。これからも、お客さまに感動を届けられるよう努力していきます。



前原 岐美重 職員 (感動メモ記入者)

難波さんの温かな対応に触れるたびに感動し、思いやりの配慮を持ち続けることの大切さを実感します。そのような難波さんの行動が表彰されることについて、大きな喜びを感じています。心からおめでとうございませう。これからもその温かな心を大切に、私にとつての憧れの存在でいてください。



瀬光 秀昭 常務理事

中国ろうきんブランドは、職員が「生き活きと働き続け」、会員の皆さまに「お役立ち」し続けられるために、「職員一人ひとりが『変わる』ための取組み」です。
もう一步踏み込んだ言い方をすれば、「職員一人ひとりの『生活基盤を守る』ための取組み」とも言えます。
「13の行動指針」を日常的かつ無意識に実践することで、会員の皆さまに「感動」を与え「共感の輪」を広げることがブランド定着の第一歩です。そのためには、自己の行動を顧み、「意識を変え、行動を変え、それを習慣化する」ことが重要となります。
最後になりましたが、津山支店の難波さん「2023年度年間行動指針大賞」の受賞、おめでとうございませう。相手を思いやる気持ちを素直に表現できる行動に私も感銘し、刺激を受けたところです。
決められた型もゴールもない中国ろうきんブランドですが、多くの感動の言葉が届くよう、ともに心をつなげて魅力ある職場風土を創りあげていきたいと思います。

2023年度事業の概況

トピックス



中国ろうきん
20th
はたち
二十年の誓い
～未来につながるお役立ち～



4月 福祉ローンの見直し

ろうきん運動活性化ラウンドテーブル参加の皆さまのご意見や「ろうきんRaseek」での検討をふまえ、女性の利用拡大および間接構成員とご家族へのお役立ちを目的として、福祉ローンの資金使途に「不妊治療費」を追加し、愛称を「にじいろ」としました。

5月 福山支店リニューアルオープン

店舗の老朽化に伴い、福山支店は2023年5月8日にリニューアルオープンしました。
お客さまの利便性の向上ならびに職員の職場環境の改善につながりました。

7月 県営業本部の組織改編

持続可能なビジネスモデルの構築に向け、2023年7月より鳥取・島根両県の県営業本部一体化および各営業本部の名称変更を行いました。具体的には、鳥取県営業本部と島根県営業本部を統合して北部エリア営業本部とし、岡山県、広島県、山口県営業本部をそれぞれ東部、中部、西部エリア営業本部に名称変更しました。

9月 企業年金セミナー

2023年9月、労働金庫連合会の主催により、「企業年金セミナー」を開催しました。外部専門家により「今、労働組合に求められる役割と財形・iDeCo・新NISAの活用」をテーマにご講演いただきました。当金庫も引き続き労金業態として取組む「勤労者の資産形成に係る役割発揮宣言」に呼応し、組合員の退職金・企業年金を守るためのアドバイスや情報提供活動を展開します。

10月 ろうきん住宅ローンwith(自由設計)の取扱開始

より多くの会員・利用者の皆さまにご利用いただきたいという思いを込め、新商品「ろうきん住宅ローン with(自由設計)」の取扱いを2023年10月より開始しました。

ブランド確立に向けた取組み

第7期中計開始(2021年度)以降、職員を中心としたプロジェクトにより「当金庫と他の金融機関との違い＝当金庫のブランド」を表す言葉としてコア・バリュー「とことん聴きたい、あなたの想い」を策定し、それを実現させるための具体策を検討しました。2023年10月から、「中国ろうきんブランド確立に向けた施策」を全店にてスタートしました。

中国ろうきん創立20周年

会員・利用者・地域の皆さまに支えていただき、2023年10月1日で統合20周年を迎えました。この節目にあたり「二十年(はたち)の誓い～未来につながるお役立ち～」を統一テーマに掲げ、これからも「ろうきん」らしく会員・利用者・地域の皆さまの期待にお応えしていく決意とともに、これまでの事業推進へのご協力に深く感謝をお伝えすべく、記念事業を展開しました。

ろうきん運動活性化ラウンドテーブル

各県推進委員会の選出した15名の女性参加者と「ろうきんRaseek」メンバー8名、本部推進委員会3役、中国ろうきん運動推進アドバイザーにご参加いただき、5回目となるろうきん運動活性化ラウンドテーブルを開催しました。ファイナンシャル・プランナーから「安心快適な将来を作るための家計管理術」の講演と、戦略的パーソナルカリストから「色を味方につけた印象UP術」の講演をしていただきました。その後の分散会では「ろうきんへ期待すること」、「ろうきんに変えてほしいところ」等をテーマに意見交換を行いました。「ろうきんRaseek」は、女性が自分らしいさまざまなライフスタイルを選択できるよう、「女性の利用拡大」から「ご家族へのお役立ち」に向けて今後も施策を展開していきます。

12月 中国ろうきん杯学童軟式野球選手権記念大会

野球を通じて、新しい時代を担う少年少女の健全な育成を目的に、第20回の中国ろうきん杯学童軟式野球選手権記念大会を開催しました。今大会は中国ろうきん統合20周年記念事業の一環として、決勝大会を第20回記念大会と称し、2023年12月2日、3日の2日間、「マツダ Zoom-Zoomスタジアム広島」と「広島県総合グランド野球場」を会場として、中国5県462チームの中から予選を勝ち抜いた代表8チームにより白熱した好ゲームが展開されました。選手たちは日頃練習してきた成果を発揮し、ファイト溢れるプレーを繰り広げ、大会を盛りあげてくれました。

その結果、広島県代表「中条少年野球クラブ」が見事、記念大会の栄冠に輝きました。

1月 災害救援ローンの常設

気候変動等により災害が頻発するなか、当金庫では災害救援ローンの取扱いや会員等が行う義援金の振込手数料の免除等により災害復旧支援を行っています。被災された皆さまの生活安定と災害復旧をより迅速に支援するため2024年1月より災害救援ローンを常設商品としました。

2月 確定申告書作成セミナー

2024年2月、当金庫の口座に公的年金の受取指定をいただいている方、「地区ろうきん友の会」会員の方、ご退職者を対象に、確定申告の手続き方法と税知識を習得し、ご参加者自ら申告手続きができるようになることを目的に「確定申告書作成セミナー」を開催しました。中国税理士会に所属する税理士の指導のもと基本的な知識や注意点等について多くの方の手続きのサポートを行いました。

2023年度業績の概要

1.事業の概要

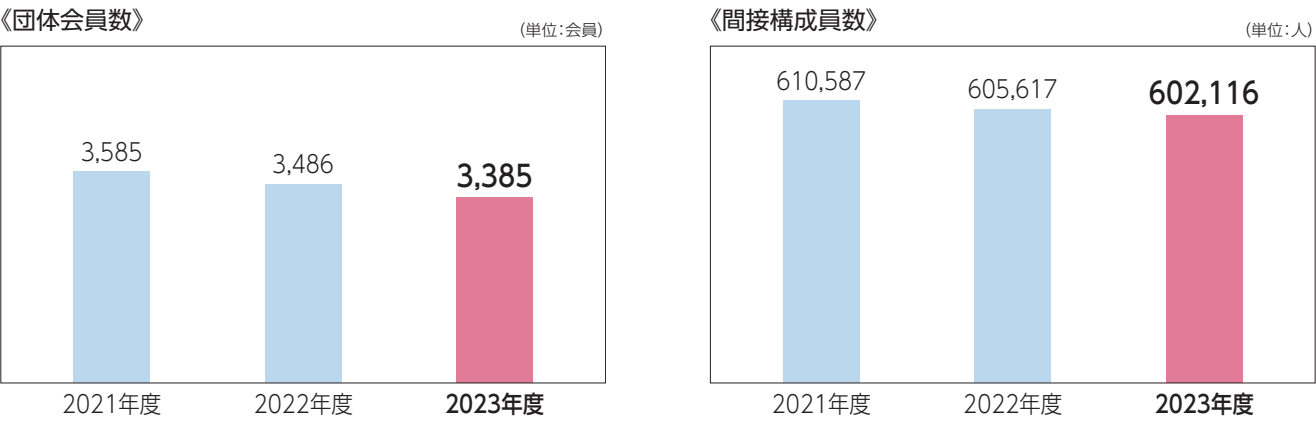
当金庫は、2021年度より第7期中期経営計画(以下、「第7期中計」という。)を開始しました。第7期中計はスローガンを「全力!お役立ち宣言!!」とし、会員・間接構成員、そのご家族へお役立ちすることをめざす姿として掲げ、具体策に取組みました。

その最終年度となる2023年度は、コロナ禍で実施された行動制限の解除等、外部環境の変化による影響を想定以上に受け、預金残高増加額は計画未達となりました。一方で、融資残高は無担保ローンが好調に推移したことにより計画を達成することができました。

これらの成果が得られたことに対しまして会員・間接構成員に深く感謝申しあげるとともに、2023年度の事業概況を報告いたします。

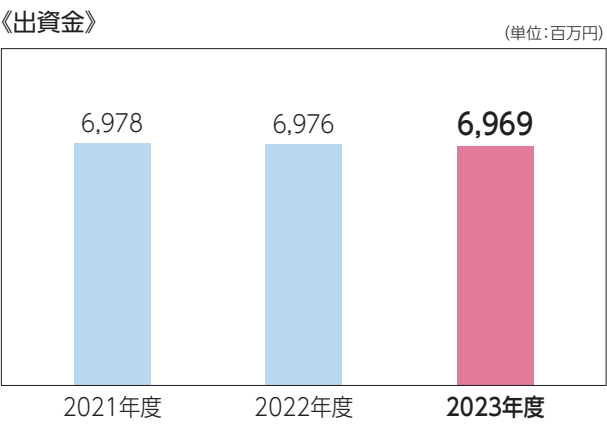
2.会員・間接構成員

- 団体会員数は、新規加入12会員に対して、組織統合や企業閉鎖等による脱退が113会員で101会員減少し、3,385会員となりました。
- 間接構成員数は、3,501人減少し、602,116人となりました。



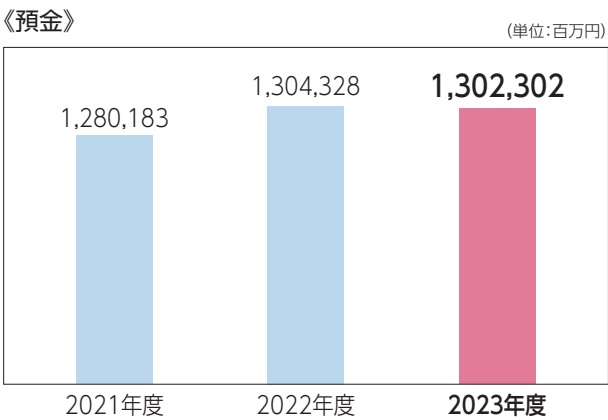
3.出資金

- 出資金は、脱退会員による出資の払戻しにより7百万円減少し、69億69百万円となりました。



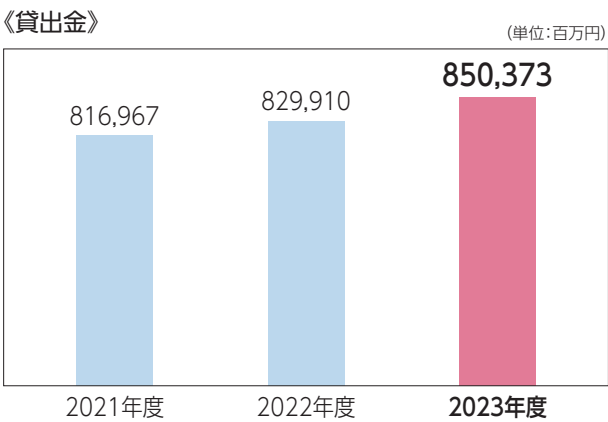
4.預金

- 預金は、年間増加計画150億円に対し、20億円の減少となり、期末残高は1兆3,023億円となりました。
- 実績の内訳は、個人預金が42百万円の増加、団体預金が20億円の減少となりました。



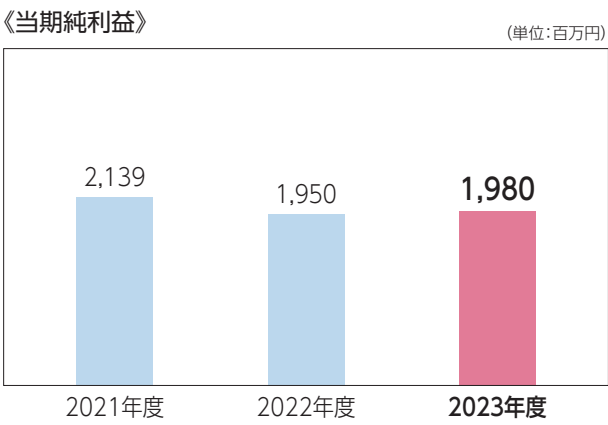
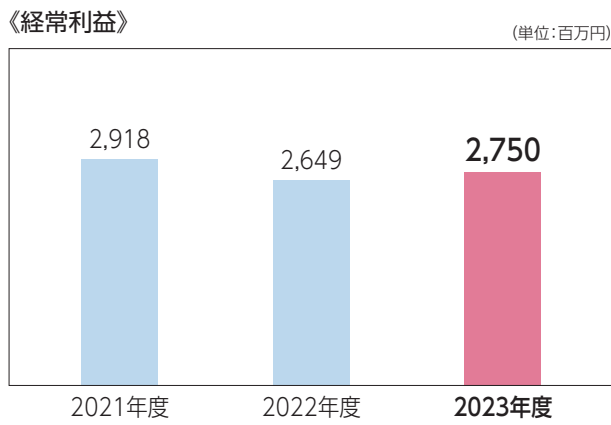
5.貸出金

- 貸出金は、年間増加計画198億円に対し、204億円の増加となり、期末残高は8,503億円となりました。
- 内訳は、有担保ローン(個人)が141億円、自動車購入資金や生活資金等の融資を対象とした無担保ローン(個人)は48億円の増加、団体融資やその他のローンは14億円の増加となりました。



6.収支の状況

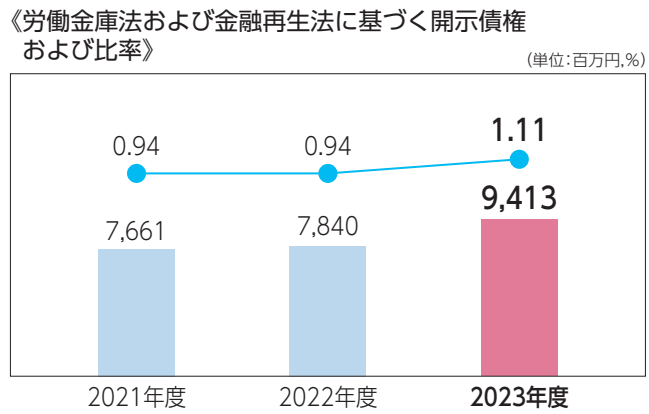
- 経常収益は、貸出金残高増加により資金運用収益は増加したものの、その他業務収益が減少したことにより、前期比76百万円減少の175億23百万円となりました。経常費用は、その他業務費用が減少したことにより前期比1億77百万円減少の147億73百万円となりました。この結果、経常利益は前期比1億円増加の27億50百万円となりました。当期純利益は前期比29百万円増加の19億80百万円となりました。



7.労働金庫法に基づく開示債権および金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権

■ 労働金庫法および金融再生法上の開示債権合計は9,413百万円となりました。内訳は、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」が3,399百万円、「危険債権」が4,892百万円、「要管理債権」が1,122百万円(うち、「三月以上延滞債権」が651百万円、「貸出条件緩和債権」が471百万円)となっています。

開示債権比率(総与信残高851,269百万円に占める割合)は1.11%となっています。



「労働金庫法および金融再生法上の開示債権」とは
「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」の合計額のことです。
「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれに準ずる債権のことです。
「危険債権」とは
債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のこと、破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものです。
「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」および「危険債権」の対象となる債権
貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借または賃貸借契約によるものに限る。)です。

「要管理債権」とは
上記の「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。
「三月以上延滞債権」とは
元本または利息の支払いが約定の支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」並びに「危険債権」に該当しないものです。
「貸出条件緩和債権」とは
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「三月以上延滞債権」に該当しないものです。
貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」と異なります。

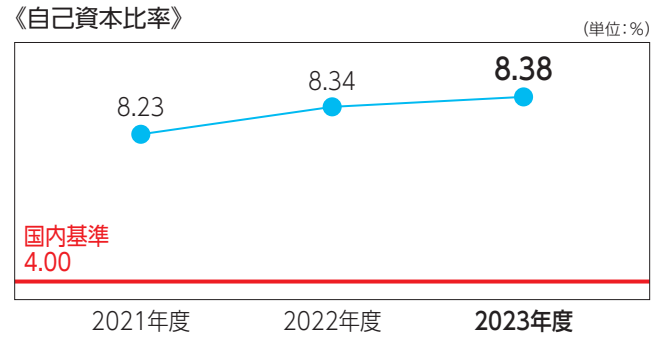
8.自己資本の状況

■ 自己資本比率は、8.38%となり、国内基準である4.00%を大きく上回っています。

(注1)当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」(以下、「自己資本比率告示」といいます。))により、自己資本比率を算定しています。

この告示は2013年3月8日に改正され、2014年3月31日から改正後の告示を適用しています。

また、当金庫は国内基準を採用しています。



9.主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円)					
項 目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常収益	17,119	17,270	17,379	17,600	17,523
経常利益	2,979	2,892	2,918	2,649	2,750
当期純利益	2,248	2,105	2,139	1,950	1,980
業務純益	3,090	3,061	2,855	2,427	2,821
純資産額	57,298	59,301	60,733	61,865	63,361
総資産額	1,301,190	1,362,167	1,392,160	1,387,127	1,388,280
預金積金残高	1,163,111	1,221,502	1,269,064	1,293,208	1,290,982
貸出金残高	756,014	792,518	816,967	829,910	850,373
有価証券残高	98,439	92,387	101,735	108,395	120,876
出資総額	6,993	6,988	6,978	6,976	6,969
出資総口数 (口)	6,993,245	6,988,626	6,978,526	6,976,557	6,969,362
出資に対する配当金	139	139	139	139	139
事業の利用分量に対する配当金	99	99	169	169	169
職員数 (人)	529	532	528	521	527
単体自己資本比率 (%)	8.47	8.22	8.23	8.34	8.38

(注1)貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。

(注2)当金庫は自己資本比率告示により、自己資本比率を算定しています。

この告示は2013年3月8日に改正され、2014年3月31日から改正後の告示を適用しています。

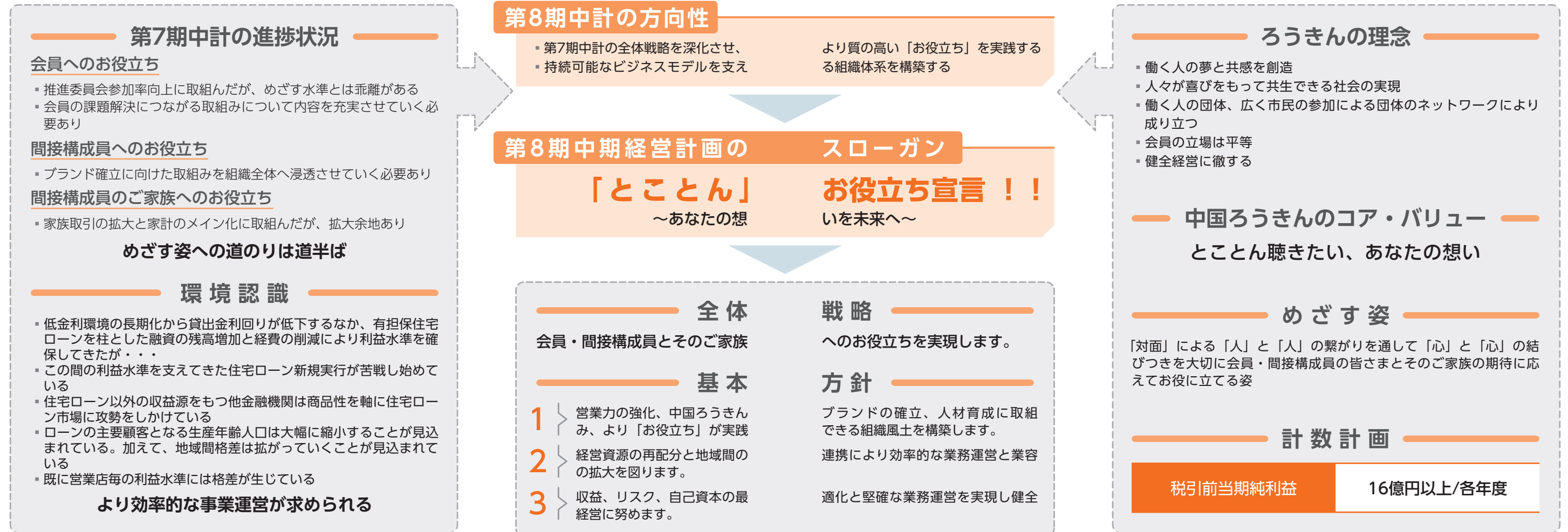
また、当金庫は国内基準を採用しています。

(注3)「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金純繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。



第8期中期経営計画および2024年度事業計画

第8期中期経営計画の全体像



全体戦略	会員へのお役立ち	会員の声を聴き、会員が抱える課題の解決に資する施策	を展開することで「共感」を集め、ろうきん運動の活性化に寄与します。
	間接構成員とそこそご家族へのお役立ち	営業力を強化し可処分所得向上と生活設計に資するご提	案により家計の最適化を図ります。
基本方針1	営業力強化	お客さまから必要とされるお役立ち集団を確立します。	
	中国ろうきんブランドの確立	「中国ろうきんブランド確立」により職員の働きがいの向	上と共感の輪の拡大を図ります。
	人材育成	「お役立ち」の実現および多様化する会員・組合のニーズ	に対応できる職員を育成します。
基本方針2	業務効率化	IT化、非対面取引の利用拡大、事務の集中化を積極的に	進め、適正な要員での店舗運営を可能とします。
	本部機能強化	持続可能なビジネスモデル構築に向け、本部の機能を強	化します。
	要員の確保	諸施策を整備し要員確保を図ります。	
基本方針3	店舗政策	一定の資産拡大により収益レベルを維持するための店舗	政策を展開します。
	RAFの高度化	実効的な効果検証と具体的な改善策が検討できる体制を	構築し、外部環境の変化への確に対応します。
	普段着のコンプライアンス	不祥事件未然防止等に取り組む、コンプライアンスが定着	・浸透した職場風土を構築します。
	マネロン・テロ資金供与対策	マネロン・テロ資金供与対策を経営戦略等における重要	な課題の1つとして組織内に浸透させ、実効性を確保するための各種諸施策を講じます。
	情報セキュリティの高度化	セキュリティ対策を強化し、システムの安全性を確保し	ます。

2024年度事業計画具体策

		個別方針		めざす方向性	2024年度事業計画具体策	
全体戦略	会員・間接構成員とそのご家族へのお役立ちを実現します。	会員へのお役立ち	会員の声を聴き、会員が抱える課題の解決に資する施策を展開することで「共感」を集め、ろうきん運動の活性化に寄与します。	・推進委員会統一取組みの推進による課題解決 ・エリア営業本部による課題解決	ろうきん運動の活性化	①推進機構と連携した各地区における課題の洗い出しと解決策の実践 ②各エリアにおける課題の設定と解決策の実践
		間接構成員とご家族へのお役立ち	営業力を強化し可処分所得向上と生活設計に資するご提案により家計の最適化を図ります。	潜在ニーズを引き出しコンサルティング機能を発揮した生活応援運動の展開	世帯取引・生涯取引の拡大	①ライフプランを踏まえた家計の見直し運動の展開 ②将来を見据えた資産形成支援 ③金融リテラシーへの取組みの展開 ④女性応援プロジェクト「ろうきんRaseek」による施策の展開 ⑤中国ろうきん友の会との連携による生涯取引に繋げる取組みの展開
基本方針1	営業力の強化、中国ろうきんブランドの確立、人材育成に取組み、より「お役立ち」が実践できる組織風土を構築します。	営業力強化	お客さまから必要とされるお役立ち集団を確立します。	将来につながる案件の確保	営業力強化	①「顔の見える活動」の実践 ②潜在的ニーズの掘り起こしとお役に立つ提案の実践
		中国ろうきんブランドの確立	「中国ろうきんブランド確立」により職員の働きがいの向上と共感の輪の拡大を図ります。	行動指針の定着による共感の輪の拡大	行動の実践と共有	①行動指針の実践 ②好事例の金庫内共有
		人材育成	「お役立ち」の実現および多様化する会員・組合のニーズに対応できる職員を育成します。	コンサルティング機能を発揮できる職員の育成	教育・研修	①金庫業務知識・商品知識の向上 ②FP資格取得促進 ③組合運動・ろうきん運動の理解向上 ④提案力向上
		社会的役割の発揮	社会貢献団体との連携や、当金庫ならではの取組みにより、地域社会の課題解決に寄与します。	会員の共感を集める社会貢献活動の実践	社会貢献活動の取組み	①NPO寄付システムの利用拡大 ②「ろうきんを利用することで社会に貢献できる仕組み」に共感をいただく取組みの展開による利用の拡大 ③「ろうきんSDGs行動指針」に基づいた社会貢献活動の実践

		個別方針		めざす方向性	2024年度事業計画具体策	
基本方針2	経営資源の再配分と地域間の連携により効率的な業務運営と業容の拡大を図ります。	業務効率化	IT化、非対面取引の利用拡大、事務の集中化を積極的に進め、適正な要員での店舗運営を可能とします。	業務の効率化および事務の統一化による相談体制の拡充	業務のIT化	①IT化の推進による顧客利便性の向上 ②機械化による業務効率化
					事務集中化	①営業店事務の本部集中化 ②外部委託による事務集中化
		本部機能強化	持続可能なビジネスモデル構築に向け、本部の機能を強化します。	本部要員の能力向上	本部要員の育成	本部職員の専門性向上に資する教育
					子会社内製化	子会社の完全内製化に向けた検討開始
		要員の確保	諸施策を整備し要員確保を図ります。	ビジネスモデルを維持するための要員体制整備	適正要員の検討	持続可能なビジネスモデルに資する要員計画の検討
		店舗政策	一定の資産拡大により収益レベルを維持するための店舗政策を展開します。	38営業店の維持	ブロック制導入に向けた検討	①ブロック制移行に向けた諸課題の整理 ②会員説明の実施
					店舗の新築・修繕・改装	店舗計画の策定
					代理店の店質変更	①店質変更（出張所化）に向けた子会社および金庫内整理 ②会員説明の実施

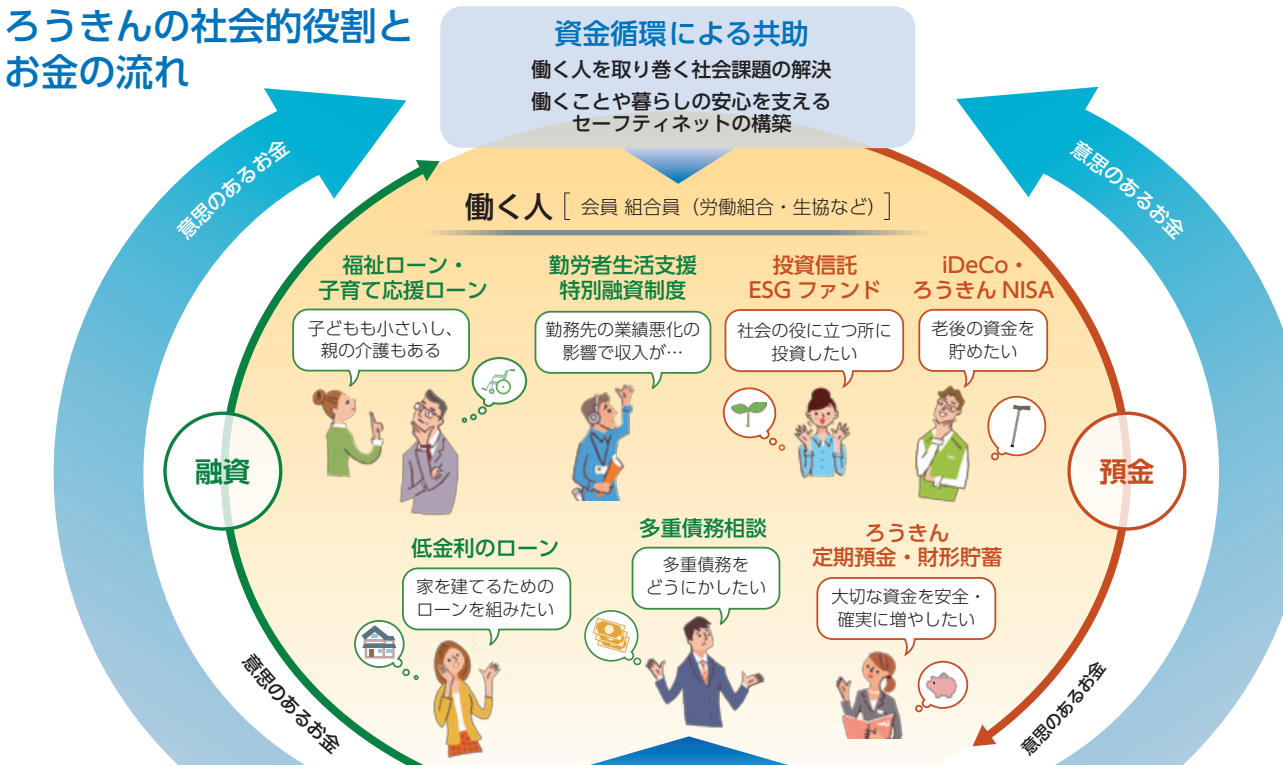
		個別方針		めざす方向性	2024年度事業計画具体策	
基本方針3	収益、リスク、自己資本の最適化と堅確な業務運営を実現し健全経営に努めます。	RAF（注）の高度化	実効的な効果検証と具体的な改善策が検討できる体制を構築し、外部環境の変化への確に対応します。	・税引前当期純利益16億円以上 ・自己資本比率8%以上	リスク管理高度化	適切なリスク・アペタイトの設定・管理
		普段着のコンプライアンス	不祥事件未然防止等に取り組み、コンプライアンスが定着・浸透した職場風土を構築します。	コンプライアンスが定着・浸透した職場風土	意識の定着・浸透	①コンプライアンス意識の点検 ②コンプライアンス意識の醸成
		マネロン・テロ資金供与対策	マネロン・テロ資金供与対策を経営戦略等における重要な課題の1つとして組織内に浸透させ、実効性を確保するための各種諸施策を講じます。	マネロン・テロ資金供与対策の実効性を確保	管理態勢強化	①マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の強化 ②リスク低減措置の見直し
		情報セキュリティの高度化	セキュリティ対策を強化し、システムの安全性を確保します。	利用者・金庫の財産・情報の保護と犯罪被害の防止	サイバーセキュリティ対策	セキュリティ態勢の診断と訓練の実施

(注) RAFとは、リスク・アペタイト・フレームワークの略。予算計画策定、予実管理、業績評価という経営管理サイクルにおいて、常にリスク・アペタイト（どのような業務に取り組んで、どのようなリスクを、どれだけ、またどのようにとり、どのくらいの収益をあげるかに関する中長期的な指針）を意識した管理を行う枠組み。

中国ろうきんのSDGs達成に向けた取組み

ろうきんの設立経過や「ろうきん理念」はSDGsのスローガンである「誰一人取り残さない」、すべての人々が必要な金融サービスにアクセスでき利用できる状況をめざす「金融包摂」と合致するものです。これからもうきん運動を推進し、SDGs17ゴールの達成に向けて取組みます。

ろうきんの社会的役割と
お金の流れ





ろうきん

全国 13 金庫
596 店舗
(2024 年 3 月末現在)

ろうきんの社会的役割

ろうきんは、労働組合や生協などの働く仲間がお互いを助け合うために資金を出し合ってつくった、協同組織の金融機関です。お預かりした資金は、大切な共有財産として、住宅・教育・マイカーなど働く仲間とその家族のくらしを守り、より豊かにするために役立てられています。

●SDGsとは

持続可能な開発目標 (SDGs:Sustainable Development Goals) とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。2030年までの達成をめざし、貧困や気候変動など、世界全体で取り組むべき様々な課題解決のための17のゴール(目標)と169のターゲット(達成基準)を設けています。

地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」という理念の下、企業や労働組合、市民社会、協同組合やNPOなどの公共的な活動を担う民間主体、地方自治体など、様々なステークホルダーが協力して達成することが期待されています。



ろうきんSDGs行動指針

- 「ろうきん」は、「ろうきんの理念」とそれを実現するための「ろうきんビジョン」に基づき、勤労者のための非営利の協同組織金融機関として、勤労者の生涯にわたる生活向上のサポートに取組んでいます。「ろうきん」は、こうした活動をさらに強化・徹底し、勤労者を取り巻く様々な社会的課題の解決に取り組むことを通じて、SDGsの達成をめざします。
- 「ろうきん」は、勤労者の大切な資金を、勤労者自身の生活向上のための融資や、社会や環境等に配慮したESG投資などに役立てることを通じて、持続可能な社会の実現に資するお金の流れをつくりだしていきます。
- 「ろうきん」は、労働組合・生活協同組合などの会員や労働者福祉に関わる団体、協同組織・NPO・社会福祉法人・社団・財団などの非営利・協同セクター、自治体などのネットワークを強化し、連携して地域における福祉・教育・環境・自然災害などの社会的課題の解決に取り組んでいきます。
- 「ろうきん」は、SDGs達成に向けた様々な取組みやその成果を発信し、「ろうきん」を利用することがSDGs推進につながっていくことを会員や勤労者など広く社会に伝えることにより、SDGs達成に向けた共感の輪を広げていきます。

2024年度事業計画におけるリスク・アペタイト

当金庫では、「リスク・アペタイト・フレームワーク(RAF)」を2020年度より導入し、事業計画を達成するために取得するリスクの種類・数量を明確にしたうえで、リスクテイクと収益、自己資本のバランスを取りながら、健全性を保ちつつ適正な収益確保をめざします。

これらの取組みを明文化したものを「リスク・アペタイト・ステートメント(RAS)」にとりまとめ、以下のとおり定めます。

2024年度においては、「めざすべき利益水準」(第8期中期経営計画期間中 税引前当期純利益:16億円以上、ROA0.10%以上)を達成しつつ、自己資本比率の一定水準維持(第8期中期経営計画期間中:8.0%以上)をめざして「市場リスク(金利リスク)」、「信用リスク(与信)」、「信用リスク(市場)」にリスク・アペタイト(注1)を設定して管理します。

1. RAF運営の基本方針

協同組織金融機関として、会員・利用者へ最適なサービス提供するとともに、事業計画達成のために必要なリスク管理を行うなかで、そこから生み出される適正な収益によるリスク・リターンのモニタリング・分析を行い、事業計画の達成状況を検証し、収益とリスクの最適化をめざします。

また、RAFの実効性を確保するために、関係部門での定期的な協議を実施してリスク・アペタイトの検証を行い、不測の事態に備えた態勢を整えます。

2. リスク・アペタイト指針

ろうきんの理念「ろうきんは誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます」を実現するために、会員の皆さまに安心していただける健全性を保ちつつ、適度なリスクをとって必要な範囲で収益を高め、健全経営に努めます。

3. リスク・アペタイト方針

計数計画によるボリュームを維持しつつ、めざすべき利益(第8期中期経営計画期間中 税引前当期純利益:16億円以上)を確保することを最優先目標とします。あわせて、配当政策で掲げる第8期中期経営計画期間中の「ROA0.10%以上」を達成するため、事業計画の達成に向けた内部管理を行い、未達または超過することが見込まれる場合は、具体的な対策を検討することで「持続可能なビジネスモデル」の構築および収益・リスク・自己資本の最適化をめざします。

市場リスクについては、運用(貸出金・余裕資金)と調達(預金)のバランスを考慮しながら、金利リスクを適切にコントロールします。

与信用リスクについては、審査受付段階の情報収集・カウンセリング能力の向上により、家計収支や取引実績、ライフプラン等から総合的な与信判断を行うとともに、事後管理の早期対応・徹底により資産の健全化を図ります。

市場信用リスクについては、有価証券新規投資分のリスク・ウェイトを適切にコントロールします。

4. リスク・アペタイトの指標

「リスク・アペタイト方針」の実現と管理を目的とした指標を以下のとおり定め、取組みを展開します。

(1) リスク・アペタイト指標(KRI)(注2)

区分		リスク・アペタイト指標	
市場リスク	金利リスク	ΔEVE(注3)	260億円以下
	与信信用リスク	日信協無担保ローン年間代位弁済額	4億円以下
信用リスク	市場信用リスク	有価証券新規投資分の平均リスク・ウェイト	50%~80%

(2) 関連指標(KPI)(注4)

項目		2024年度(計画)
健全性	自己資本比率	8.27%
収益性	税引前当期純利益	1,963百万円
成長性	ROA(注5)	0.13%

(注1) リスク・アペタイトとは、事業計画達成のために進んで受け入れるリスクの種類や水準をいいます。

(注2) 重要リスク指標。リスク・アペタイトとして設定するリスクの種類と水準をさします。

(注3) ΔEVEとは、金利水準の変動による銀行勘定の資産・負債の経済価値変化額を示しています。

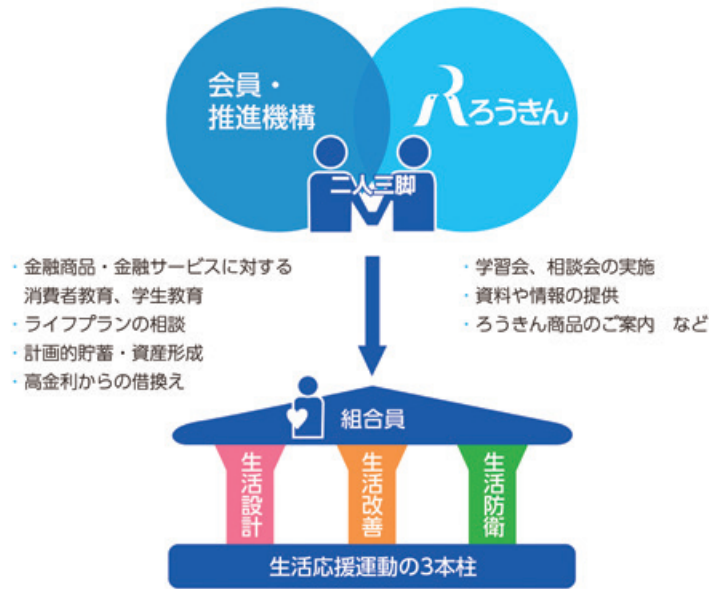
(注4) 重要業績評価指標。組織の目標達成度合いを定義する補助となる計量基準群であり、RAFでは主に財務に係わるリスク・アペタイトでのリターン指標をさします。

(注5) 保有する資産を使ってどれだけ本業の収益を上げたかを示す指標です。

金融事業を通じた取組み

1. 生活応援運動の取組み

勤労者の「生活設計」「生活防衛」「生活改善」を図っていく運動です。
〈ろうきん〉が会員・推進機構連携のもと、提案・アドバイスを行います。



2. 働く女性を応援する取組み

働く女性の生活応援策を展開するため、女性職員で構成する女性応援プロジェクト「ろうきんRaseek」を設置しています。女性の意見を取り入れた諸施策の検討・実施を進めており、プロジェクトで出された声から、女性の資産形成を応援する「女性応援ろうきんRaseek定期預金」や、不妊治療費や不育症治療費を資金使途に追加しました。愛称を設定した「福祉ローン『にじいろ』」を取扱っています。



3. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応

新型コロナウイルス感染拡大により大きな影響を受ける勤労者に「勤労者生活支援特別融資制度」等を通じて、生活を支援しました。

	件数	金額
勤労者生活支援特別融資制度 (無担保・新規)	318件	386,350千円

(2023年度の利用実績)

社会貢献活動

4. 地域・社会活動の取組み

NPO寄付システム	日本で唯一の非営利の福祉金融機関として、NPOを支えることが働く人とその家族、そしてだれもが安心して暮らせる地域社会づくりにつながる考え、このシステムを提供しています。寄付は毎月100円からの口座振替で手数料は不要です。集まった寄付金は中国各県で活動するNPOに寄付配分される「助け合い」のろうきんならではの地域循環型寄付システムです。
ろうきんを利用することで社会に貢献できるしくみ	教育ローン等やカードローンのご利用内容、預かり資産(男性)のご契約に応じて中国各県の「いのちの電話」へ、セミナーの開催実績に応じて「社会貢献団体」に寄付を行っています。 また、女性応援プロジェクト「ろうきんRaseek」で出された声から、「お子さま預金」と学資積立「ドレミ協奏曲(コンチェルト)」および、預かり資産(女性)の新規契約実績に基づき、「ほほえみ基金」へ寄付する「ピンクリボン運動」へも参画しています。
「高校生のための消費者講座」への講師派遣	中国4県の労働者福祉協議会および広島県労働会館が主催する「高校生のための消費者講座」へ講師を派遣しています。これから社会に出る高校生が、金融取引においてのトラブルや悪質商法の被害に遭わないために、「自立した賢い消費者」になっていただくよう支援しています。
中国ろうきん杯学童軟式野球選手権大会の開催	中国地区軟式野球連盟と中国労働金庫の共催により、野球を通じて新しい時代を担う少年少女の健全な身体を育成し、広く地域社会に奉仕することを目的に毎年開催しています。
確定申告書作成セミナーの開催	退職者や中国ろうきん友の会会員の皆さまを対象として、毎年「確定申告書作成セミナー」を開催しています。セミナーには中国税理士会所属の税理士を招き、専門家から直接学び、それぞれご自身の確定申告書を作成していただけます。お客さまの生涯にわたり金融面でサポートするために取組んでいます。

5. 環境・気候変動等に関する取組み

ろうきん森の学校	労働金庫の中央金融機関である労働金庫連合会は、豊かな森の再生と環境問題に取組む人材育成をめざして2005年10月に「ろうきん森の学校」を全国3地区(富士山、福島、広島)に開校し、2015年4月より新たに新潟と岐阜の2地区が加わりました。中国労働金庫のエリア内では広島市の「NPO法人 ひろしま自然学校」が事業を展開しています。
環境保護の取組み	人々が未来にわたり、喜びを持って、共生できる自然と調和した社会を実現するため、全役職員が環境に対する高い意識を持ち、地球環境の保全活動に会員、地域の皆さまとともに積極的かつ継続的に取り組むことを環境理念とし、電力・ガソリン消費の抑制や環境保全に配慮した商品・サービスの提供を行っています。

6. ESG債への投資

ESG債への投資	投資を通じて持続可能な社会の実現に貢献するため、環境分野や社会課題への対応を目的に発行されるESG債へ投資しました。
----------	--

ESG投資の投資銘柄数推移



7. 雇用環境に関する取組み

多様な人材の活躍に向けた環境整備	中国労働金庫で働く全ての職員が活躍できる職場環境を構築するため、仕事と子育ての両立支援に向けた取組みや、性別に関わらず働きやすい職場環境の構築に向けた取組み等を行っています。2020年4月に、広島労働局より子育てサポート企業として「くるみん」の認定を受け2023年2月には2回目の認定を受けました。また2020年11月には、女性活躍推進に関する状況が優良な企業に与えられる「えるぼし(2段階目)」の認定を受けました。
------------------	--





中国ろうきんの概要

法令等遵守の体制

1.コンプライアンスに対する考え方

金融取引においては、公正な競争の確保、顧客情報の厳正な取扱い、インサイダー取引の禁止、マネー・ローンダリングの防止など、遵守すべき法令やルールが数多く存在し、金融機関は社会的規範を逸脱するような不健全な融資や営業活動を慎み、良識ある営業姿勢を維持する社会的責任を負っています。

「コンプライアンス」とは、こうした法令やルールを厳格に遵守するとともに社会的規範を全うすることを言います。コンプライアンスは信用が最大の財産ともいえる労働金庫にとって、経営の健全性を高め、社会からの信頼を揺るぎないものとするうえでの当然の基本原則であり、役職員一人ひとりが日々の業務運営のなかで強く認識し着実に実践する必要があると考えています。

当金庫は、協同組織の福祉金融機関として、その社会的使命と公共性とを十分自覚し、会員・勤労者・地域社会から信頼を得るべく業務を遂行しており、「ろうきんの理念」に明記された「人々が喜びをもって共生できる社会の実現」に寄与しています。また、労働金庫業務を取り巻くさまざまなリスクの所在を認識して影響度を評価し、適正なリスク管理を行うとともに会員・利用者の視点から自らの業務を捉え直す必要があり、このリスク管理および顧客保護の管理態勢を確保するうえでコンプライアンスの確立が必要不可欠であると認識しています。

当金庫では、以上の考え方にたって、コンプライアンス基本方針、コンプライアンス・プログラム、倫理綱領および関連法令等をまとめて「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、金庫役職員の法令等遵守の姿勢を明確にしています。

2.法令等遵守の体制

当金庫では、以下の体制によって法令等遵守の徹底に努めています。

(1)コンプライアンス体制について

- ①理事長をコンプライアンス統括責任者とし、金庫のコンプライアンス全般の状況把握を行い、理事会・監事会等へ報告しています。
- ②法令等遵守態勢の構築および実効性確保のため、理事長を委員長、副理事長を副委員長とし、専務理事、常務理事、執行役員、本部各部長、および本店営業部長を委員として構成するコンプライアンス委員会を定例的に開催しています。
- ③コンプライアンス統括部門としてリスク統括部コンプライアンス課を設置し、コンプライアンス全般に関する指導・教育・研修・啓発活動とあわせて、コンプライアンスの徹底・進捗状況や問題案件等の把握・点検・管理の統括を行っています。
- ④コンプライアンス統括責任者は各職場にコンプライアンス担当者を任命しています。コンプライアンス担当者は、コンプライアンスの重要性を理解し、各職場のコンプライアンスにかかわる教育・研修・啓発活動に取組み、日常業務における法令等遵守状況のモニタリングを行っています。

(2)理事の業務執行等にかかわる法令等遵守について

当金庫の理事は、全国労働金庫協会や各種団体の主催するセミナー、研修等で研鑽を重ね、金融機関が公共的な使命を達成し、その信用を維持するために、組織内に法令等遵守の精神を徹底することがいかに重要であるかについて深く認識しています。

そのうえで、理事は、理事会の意思決定とそれに基づく代表理事の業務執行の監督に積極的に関与しています。

そして、監事は、理事が法令、定款および総会決議を遵守しているか否か、金庫のため善管注意義務を果たし忠実にその職務を行っているか否かなど、理事の職務の執行を監査しています。具体的には、理事等からの職務執行状況の聴取および重要な決裁書類等の調査などを実施し、理事の職務の執行状況等について監査を行っています。

なお、役員、本部各部署および営業店に対する監事監査の実施状況は以下のとおりとなっています。

〔営業店臨店監査〕	2023年	7月	米子支店
		8月	福山支店、尾道支店
		9月	津山支店
		10月	山口支店、広島西支店
	2024年	1月	岡山東支店
		2月	岩国支店
〔本部監査〕	2023年	11月	本部全部署
	2024年	4月	本部全部署
〔役員ヒアリング〕	本部常勤役員		
	2023年11月および2024年4月(年2回)		
		エリア営業本部長	
		2024年3月～4月(年1回)	

(注) 監査年度は2023年7月から2024年6月までとしております。

(3)預金、融資等の業務にかかわる法令等遵守について

①法令等遵守意識の醸成

当金庫では、日常的に管理・監督者ならびにコンプライアンス担当者による法令等遵守の指導を行うとともに、庫内外の会議、研修を通じて法令等遵守意識の醸成に努めています。

②内部監査の重視

当金庫では、内部監査部門として監査部を理事長の直属で設置し、被監査部門のリスク管理態勢を含む内部管理態勢等の適切性・有効性を検証し、問題点の発見・指摘に留まらず、内部管理態勢等の評価および問題点の改善要請または是正勧告を行っています。

監査部が実施する内部監査(営業店、ローンセンター、本部各部)と、営業店および本部各部が自ら行う自己検査の二つを柱として、相互牽制が十分機能するように留意しながら内部的なチェックを実施しています。

内部監査と自己検査は、多数のチェック項目に基づいて実施していますが、法令等遵守に関する事項としては、以下が代表的なものです。

- ・ 口座開設、大口現金取引等にあたっては、本人確認記録書を作成しているか。
- ・ 顧客から個人情報を取得する際は、その利用目的を明示または通知しているか。
- ・ 商品説明は、相手の立場に立って平易な言葉で顧客の理解が得られるまで実施しているか。

なお、内部監査の実施状況は、以下のとおりとなっています。

〔営業店現物検査〕	2023年	4月	萩支店、山口支店、防府支店、鋼管町支店、福山支店、本店営業部、下関支店、宇部支店
		5月	西条支店、府中支店、呉支店、三原支店、小野田支店、倉吉支店、鳥取支店、大田代理店、出雲支店、米子支店、安来支店
		6月	大竹支店、雲南支店、広島東支店、広島西支店、岡山東支店、岡山西支店、岡山支店、水島支店
		7月	岩国支店、柳井代理店、因島代理店、尾道支店、徳山支店、備中支店、倉敷支店
		8月	三次支店、益田支店、津山支店、松江支店、下松支店、玉野支店、浜田支店
		12月	山口支店、大竹支店、倉吉支店、松江支店
	2024年	1月	岡山支店
〔営業店総合監査〕	2023年	6月	山口支店
		7月	安来支店、福山支店
		8月	雲南支店、倉吉支店、大竹支店
		9月	萩支店、倉敷支店
		10月	益田支店、岡山西支店
		11月	備中支店、広島東支店
		12月	徳山支店、水島支店
	2024年	1月	三原支店
〔本部総合監査〕	2023年	5月	島根県営業本部
		9月	リスク統括部、西部エリア営業本部
		10月	業務統括部、東部エリア営業本部、総務統括部
		11月	営業統括部
		12月	融資統括部
	2024年	1月	経営統括部
〔子会社総合監査〕	2024年	1月	(株)中国労金ビジネスサービス

(注1) ローンセンターの監査は、営業店と一体的に実施しています。

(注2) 代理店の監査は、営業店(母店)と一体的に実施しています。

(4)内部通報窓口について

当金庫では、内部窓口として法令等に抵触する事項を早期に発見し問題解決に迅速に対応するため、コンプライアンス・ホットラインを設置し、ハラスメントに関する対応窓口を人事課に、金庫役員に関する事項の対応窓口を監事会事務局にそれぞれ設置しています。また、外部窓口として民間の受付代行会社および弁護士を設置しています。

(5)反社会的勢力に対する取組み

当金庫は、「反社会的勢力に対する基本方針^(注1)」を公表し、業務の適切性と健全性の確保に努めています。また、金融機関としての社会的使命を果たすべく、AMLシステム^(注2)により取引者をチェックし、警察、弁護士等の専門機関と連携して反社会的勢力等の取引排除に向けた取組みを行っています。

(注1) 「反社会的勢力に対する基本方針」は、当金庫のホームページに掲載しています。(https://www.chugoku.rokin.or.jp/)

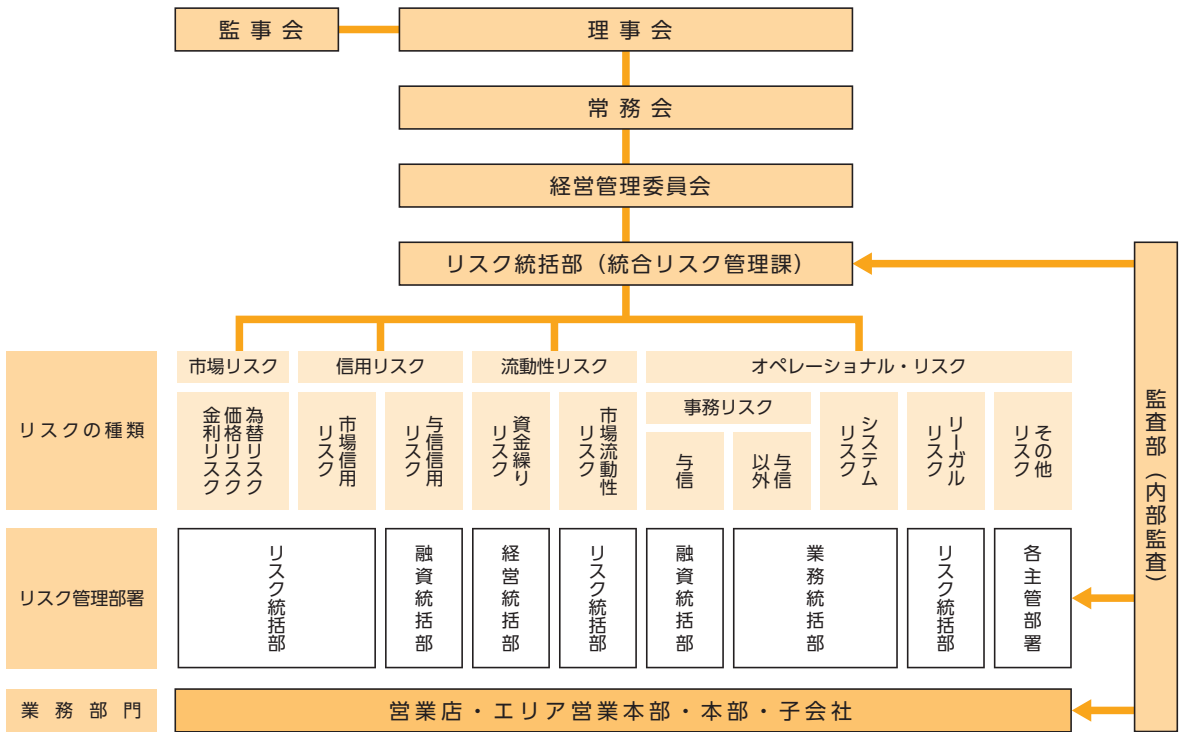
(注2) AML(Anti-Money Laundering)システムとは、労働金庫業態統一の反社会的勢力対応システムです。

リスク管理の体制

1.リスク管理体制

当金庫では、経営の健全性を確保するため、リスク管理を重点課題として位置づけ、理事会（その他機関会議）により制定された「統合的リスク管理方針」により、各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法でリスク管理を実施しています。

管理対象とするリスクを「市場リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナル・リスク」と定め、これらを統合的に管理し、経営体力に見合った適正な水準へコントロールしています。



2.統合的リスク管理の取組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

具体的には、「市場リスク」、「信用リスク」および「オペレーショナル・リスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的に経営管理委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないよう努めています。

また、金融市場の急激な変化などに対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析・検証をしています。

(6) マネー・ローンドリングおよびテロ資金供与リスク対策

当金庫は、マネー・ローンドリングおよびテロ資金供与（以下「マネロン等」という。）を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネー・ローンドリング、テロ資金供与リスク対策および顧客の受け入れに係る方針」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、庫内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

リスクの特定・評価・低減

各部門の担当役員は、マネロン等リスク対策担当役員の指示の下、リスクベースアプローチによるリスクの特定・評価を行い、取引・商品や顧客の属性を類型化したうえで、リスクの低減策を策定し、実施しています。

リスク対策計画

当金庫は、年度ごとに策定する「マネロン・テロ資金供与対策計画」に沿って継続的なリスク対策、職員研修などに取り組んでいます。

マネー・ローンドリングおよびテロ資金供与リスク対策および顧客の受け入れに係る方針 (抜粋)

●目的

この方針は、金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ローンドリングおよびテロ資金供与リスク（以下「マネロン等リスク」という。）を特定・評価し、全役職員の共通認識の下で必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的とする。

●態勢の整備

あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン等リスク対策を、金庫全体で実施するために、金庫は、庫内横断的なリスク管理態勢を整備する。

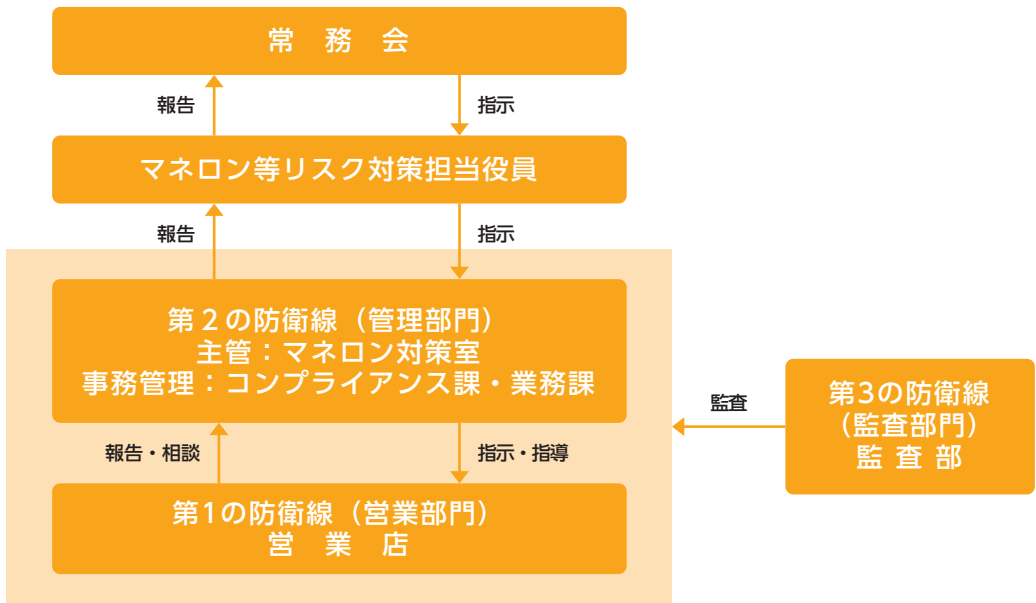
そのため代表理事はリスク担当役員をマネロン等リスク対策担当役員として任命し、この職務に必要な権限を付与する。

●経営陣の認識

常務会は、マネロン等対策担当役員がとりまとめた「特定事業者作成書面」のリスク低減策が、類型に対する経営資源配分の観点からも適切・十分であることを評価したうえで、これを認識する。

マネー・ローンドリングおよびテロ資金供与対策体制

(2024年7月現在)



3.各種リスク管理

(1)市場リスク

金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクが「市場リスク」です。

当金庫では、財務の健全性および収益性を確保する観点から、以下のリスク・コントロールを実施しています。

- ① 市場リスクについては、VaR(バリュー・アット・リスク)により、リスク量を把握・管理し、自己資本を基準に割り当てられた限度額の範囲に収まるようにコントロールしています。また、VaRだけでは十分に捉えきれないリスクを補完するため、過去の急激な変動や将来起こりえる変動をシナリオとしたストレステストを定期的に実施しています。
- ② 金利リスクについては、上記で記載した管理の他に、運用、調達の資金別に金利更改日までの残存期間のデータを把握し、金利変動シナリオに基づいて、定期的なシミュレーションを行い、管理の強化に努めています。また、債券、株式相場の変動によって資産価値が上下する価格変動リスクと為替リスクについても、的確に把握しコントロールするように努めています。

(2)信用リスク

与信先(貸出先等)やデリバティブ取引の相手方の信用状態の悪化による債務不履行リスク(貸出金や有価証券などの元本、利息が回収不能となるリスク)が、いわゆる「信用リスク」です。

当金庫では、与信信用リスク管理の方針(クレジット・ポリシー)を定め、与信業務の健全かつ適切な運営に努めています。

- ① 貸出や保証等の一般的な与信取引に係る信用リスク対策として、個別審査体制の強化、金庫全体のリスク管理体制の強化に努めています。
 - ・ 個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門の影響を受けない体制を整備したうえで、迅速かつ適切な審査が実施されるよう、営業店の審査スタッフの育成に努めています。また、営業店の決裁権限を超える案件については、本部の審査専門スタッフが審査を行うなど厳正な対応に努めています。
 - ・ 金庫全体の信用リスク管理として、定期的に貸出金の自己査定を行い、信用リスクの量的な把握に努めているほか、延滞債権については、本部で集中管理をするなどの対策をとっています。
- ② 有価証券等、信用リスクを有するその他の資産についても、取得にあたって、金庫で定める資金運用規程等に則って、信用格付機関が発表する格付等を参考に、信用リスクの回避に努めています。また、定期的に自己査定を行い、取得後の事情変化についても追跡管理しています。

(3)流動性リスク

予期しない金庫資金の流出などが起こった場合、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり(資金繰りリスク)、市場での流通が不十分であるために、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされること(市場流動性リスク)により、金融機関が損失を被るリスクが「流動性リスク」です。

金庫業務全般において様々な資金フローが発生しますが、当金庫では、こうした資金繰りリスクについて、経営統括部資金運用課において一元的に管理を行い、定期的に資金繰り計画を検討するなど、管理の強化に努めています。

(4)オペレーショナル・リスク

金融機関の業務の過程、役職員の活動、システムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクが「オペレーショナル・リスク」です。

当金庫では、事務リスク、システムリスク、リーガルリスクなどの各種リスクをオペレーショナル・リスクとして統合的に管理しています。

- ① 事務リスク
金融機関では様々な業務を展開するなかで、現金、手形、証書などの重要物を取り扱っています。したがって、日常これらに接する金庫の役職員が正確な事務を怠ったり、不正が起ると、大きな事故につながる恐れがあります。このことにより金融機関が損失を被るリスクが「事務リスク」です。
事務処理手順、事務処理権限、事務管理方法などの厳正化に加えて、事務が正確にあるいはタイムリーに行われているかをチェックする体制を強化しています。具体的には、監査部による内部監査と各部店による定期的な自己検査を実施しています。また、研修による職員の事務処理の習熟に努めるとともに、オンライン・システムのチェック機能の活用などにより、事務の誤処理の発生防止に努めています。
- ② システムリスク
金融機関では、多様な事務処理やリスク管理において、オンライン・システムなど様々なコンピュータ管理を行っています。このコンピュータ・システムがダウンしたり誤作動するなど、システムの不備等により金融機関が損失を被るリスクが「システムリスク」です。
 - ・ 当金庫のオンライン・システムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫総合事務センターにて行われていいます。同センターは、付近に活断層がないなど良質な地盤を立地として選定し、オンライン機器を設置した電算棟は最大加速度1470ガルでも倒壊しないレベルの耐力保持が可能な設計になっているほか、基幹システムを収容するフロアでは機器防震装置を採用し安全性を高めています。また、周辺システムが収容されているフロアでは、フロア構造に二次元防震床を採用し、防震床全体が振動を吸収する構造となっています。

電源設備についても、ループ受電により常時2回線で受電しているため、一方の回線断線時にも他方からの受電を確保しているほか、UPS(無停電電源装置)、自家発電装置の組み合わせなどにより、停電や電圧低下対策を行っています。

万一、同センターが大規模災害等により機能停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築しています。

また、重要なデータ・ファイルの破損・障害への対策として、データ・ファイルを二重化するとともに、バックアップを取得し、重要システムに必要なソフトウェアおよび重要なデータの遠隔地保管を行う等、データの安全確保に努めています。

高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上を図るとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT(Computer Security Incident Response Team)態勢を、ろうきん業態全体で構築しています。

・ 当金庫においては、上記オンライン・システムの中継センター機能および独自システム(サーバ・クライアントシステム)の運用管理を行うため担当部を設置しています。

同部署においても、地震・停電・電圧降下等の安全対策を講じ、被害を最小限にする設備を導入しています。ネットワーク(オンライン、独自システム)については、機器の二重化、回線の二重化を行い、万一の場合に備え、代行手段を確保しています。インターネット等外部からの侵入に対しては、回線、機器を通常利用するネットワーク機器・回線と分離し、重要なシステムに第三者からの侵入を不可としています。さらに媒体によるウィルス対策として、全パソコンにウィルス対策ソフトを導入し、被害を最小限に抑える対策を行っています。

また、重要なシステム、データ等については、バックアップの取得、媒体の金庫室保管および遠隔地保管等により保全を図っています。

・ 情報資産については、セキュリティポリシーを策定し、すべての情報資産の適切な利用と保護を実現するための安全対策を行っています。

・ データ漏洩に対しては、特殊回線への変更および電文の暗号化を進めています。

また、個々のパソコンにおいて重要な情報は、第三者が識別できないようすべて暗号化し、更に媒体に書出す場合は、システムで規制をかけたうえで暗号化処理を行っています。

③ リーガルリスク

法令等を逸脱した行為等、あるいは法律・会計制度・税制の変更、行政上の規制を要因として当初意図していた取引が履行できなくなることにより損失を被るリスクが「リーガルリスク」です。

当金庫では、遵守すべき法令等をコンプライアンス・マニュアルに定め、研修を通じて役職員への周知徹底に努めています。また、新規業務の開始時や各種契約の締結時には、担当部署によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家に相談を行っています。

④ 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)、および差別的行為(ハラスメント等)により損失を被るリスクが「人的リスク」です。

当金庫では、雇用形態等に応じた人事管理の適切な実施、および職能資格制度を基本とした職員の働きがいを高める人事運営に努めています。また、全職員が個人として尊重され、快適な環境のもとで職務が遂行できるよう、ハラスメント研修の実施(全職員)や相談窓口の常設やポスターの掲示等を行っています。

⑤ 有形資産リスク

災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより損失を被るリスクが「有形資産リスク」です。

当金庫では、管理すべき動産・不動産の所在と現状を定期的に把握し、各資産の脆弱性を踏まえた防災・防犯対策の実施に努めています。

⑥ 風評リスク

ろうきんに対する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下し、損失を被るリスクが「風評リスク」です。

当金庫では、風評リスクの発生が懸念される場合、リスクの規模・性質に応じて適切に対応することにより未然防止に努めています。また、万一発生した場合に備えて本部各部および営業店の対応方法を定めたマニュアルを整備するなど、風評リスク顕在化の影響を最小限に抑えるよう努めています。

4.危機管理体制

当金庫では、自然災害、コンピュータ・システムの障害や新型コロナウイルス感染症等の危機発生時に対する基本的な方針として「危機管理基本規程」を制定しています。

危機発生時には対策本部を設置し、具体的な対応手順を定めた「コンティンジェンシープラン」等にもとづき迅速に対応できる体制を整備しています。

さらに、大規模な災害等の事態においても早期の復旧を図り、必要最低限の業務を継続できるよう、「営業店業務継続要領」等を制定するとともに、大規模災害等の発生を想定した訓練を定期的実施するなど、体制の強化に努めています。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当金庫は、2018年2月1日に「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を策定いたしました。本方針のもと、当金庫はお客さまの信頼に応えるための具体的な取組みを実践してまいります。
また、より良い業務運営を実現するため、本方針を毎年見直しのうえ、必要があれば改正いたします。

取組方針		具体策		KPI(成果指標)	取組状況
1	『お客さま本位の業務運営に関する取組方針』の策定・公表	(1)	当金庫はお客さま本位の業務運営の強化に向けて、金融庁が2017年3月に公表し、2021年1月に改定した「顧客本位の業務運営に関する原則」をすべて採択し、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」(以下、本方針)を策定します。	・方針の見直し:年1回 ・取組状況の公表:年1回 ・KPIの設定:年1回	・本方針の見直しを1回実施し、2023年度のKPIを設定しました。 ・本方針および2022年度取組状況について「中国ろうきん2023ディスクロージャー誌」および当金庫ホームページにて公表しました。
2	お客さまの生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取組み	(1)	当金庫は、「ろうきんの理念」のもと、すべての事業活動において法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を尊重するとともに、お客さまの生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた、誠実、丁寧かつ公正な業務運営を行います。	・各種セミナー:472回 ・個人型確定拠出年金(iDeCo)新規契約・投資信託新規買付人数:2,832人 ・顧客ニーズ管理案件登録件数:11,800件	・若年層を中心とした金融リテラシーの向上に資する教育活動や、アフターフォロー研修等、全店合計1,278回のセミナーを開催しました。 ・職員に対しお客さまの最善の利益を図るための各種研修を実施し、習得した提案手法を実践することで、個人型確定拠出年金(iDeCo)契約・投資信託新規買付人数は、3,415人となりました。 ・お客さまへのお役立ちのため、潜在ニーズを聴き取り、ニーズに寄り添った営業活動を強化し、顧客ニーズ管理案件登録件数は18,807件となりました。
3	利益相反を適切に管理する取組み	(1)	当金庫は、お客さまの不利益のもと当金庫が利益を得たり、お客さまの利益が不当に害されることがないよう、利益相反のおそれがある取引を特定し管理するための「利益相反管理方針」を定めています。当該方針に基づき、利益相反について統括する部署を設置し一元的に対応する体制を整備するなど、お客さまの保護と正当な利益確保に努めるための適切な管理を行っています。	・ホームページのファンド情報等の掲載 ・投資信託における「重要情報シート(金融事業者編・個別商品編)」を活用した説明 ・利益相反取引の防止	・当金庫のホームページに各種サービスや取扱商品の一覧・情報等を開示するとともに、申込手数料・信託報酬・信託財産留保額の費用等についても一覧表にして掲載するなど、お客さまにわかりやすい開示に努めました。 ・投資信託の説明においては、投信取引口座開設時に金融商品取引業者を選択する一助として「重要情報シート(金融事業者編)」を必ず交付し、当金庫の基本情報・取扱商品・ラインナップの考え方等について情報提供を行っています。 ・苦情・トラブル報告等に基づいた精査・検証、営業店モニタリング(13店舗)により、2023年度において営業店および本部関連部署より「利益相反」が疑われる事案の報告および該当する取引がないことを確認しました。なお、「利益相反」に該当する場合には、その取引について担当部署と協議し、お客さまの保護と正当な利益を確保するための措置を講ずることとしています。 ・本部主管部署が全部署(57部署)の職場内コンプライアンス研修に参加し知識の向上を図りました。
4	手数料等に係る情報提供の取組み	(1)	当金庫は、お客さまにご負担いただく手数料等について、商品・サービスごとにわかりやすい表示を行っています。	・ホームページのファンド情報等の掲載 ・投資信託における「重要情報シート(金融事業者編・個別商品編)」を活用した説明	・当金庫のホームページに各種サービスや取扱商品の一覧・情報等を開示するとともに、申込手数料・信託報酬・信託財産留保額の費用等についても一覧表にして掲載するなど、お客さまにわかりやすい開示に努めました。 ・投資信託の説明においては、投信取引口座開設時に金融商品取引業者を選択する一助として「重要情報シート(金融事業者編)」を必ず交付し、当金庫の基本情報・取扱商品・ラインナップの考え方等について情報提供を行っています。
5	お客さまの立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み	(1)	当金庫は、金融商品・サービスの販売や説明等を行う際には、お客さまの金融知識や取引経験、財産の状況および投資目的を確認させていただき、重要な情報が理解できるよう記載した「重要情報シート」等の資料を用いて、お客さまにとってわかりやすく丁寧な情報提供を行います。(金融商品取引法第40条「適合性の原則」)	・ホームページのファンド情報等の掲載 ・投資信託における「重要情報シート(金融事業者編・個別商品編)」を活用した説明	・当金庫のホームページに投資信託等にかかる特徴やしくみ、金融商品のリスクやリターン等について揭示するなど、幅広く、丁寧な情報発信に努めています。また、取扱商品の一覧・情報等開示だけでなく、お客さまが金融商品を検討する際に役に立つ情報として、過去の累積リターン、純資産額、分配金の実績等を一覧で掲載しています。 ・企業型DC加入者に向けては、「ろうきんの勤労者の資産形成に係る役割発揮宣言」サイトにて企業年金にかかる取組みを紹介し、iDeCoを検討されるお客さま向けには、「ろうきんiDeCoスペシャルサイト」にてマンガや動画によりわかりやすい情報提供を行っています。また、節税効果について試算ができる「節税シミュレーター」も提供しています。 ・インターネットバンキングを活用してお取引いただくお客さま向けに、専用の操作ガイドブックを作成するとともに、投資信託の専用ヘルプデスクの活用をご案内するなど、丁寧な説明および適切な情報が提供できる体制を整えています。 ・金融商品取引業者を選択するための資料として「重要情報シート(金融事業者編)」、個別の商品のリスクや手数料等の情報を提供するために「重要情報シート(個別商品編)」を作成し、提供することで、金融商品の比較・検討が容易になるよう努めています。
6	お客さま一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み	(1)	当金庫は、お客さま一人ひとりの健全な生活設計の支援に向け、中長期的な視点での資産形成に向けたアドバイスや、子育てや教育、マイホームなどライフステージにおけるあらゆる資金ニーズに良質な商品で応えていきます。また、多様化するお客さまの金融ニーズに的確に応えるべく、既存商品・サービスの見直しや、商品開発を行っています。	・個人型確定拠出年金(iDeCo)新規契約・投資信託新規買付人数:2,832人 ・顧客ニーズ管理案件登録件数:11,800件 ・適切なフォローアップ手法の確立	・職員に対しお客さまの最善の利益を図るための各種研修を実施し、習得した提案手法を実践することで、個人型確定拠出年金(iDeCo)契約・投資信託新規買付人数は、3,415人となりました。 ・お客さまへのお役立ちのため、潜在ニーズを聴き取り、ニーズに寄り添った営業活動を強化し、顧客ニーズ管理案件登録件数は18,807件となりました。 ・職員に対し「預かり資産営業スキルアップ研修」を実施し、そのなかで適切なフォローアップ手法について理解を深めました。会員・利用者に対しては、アフターフォロー研修を含めた各種セミナーを実施しました。
		(2)	当金庫は、お客さま一人ひとりの資産状況や、金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ニーズ等を確認させていただき、お客さまに最適な商品・サービスを提供します。また、投資信託の販売にあたっては、お客さまの投資目的、投資経験、資産状況等を確認させていただいたうえで、類似の商品がある場合にはその商品との比較を含め、お客さま一人ひとりに合った、的確な説明・提案を誠実に行います。		
		(3)	当金庫は、金融商品の販売後において、お客さまの意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行います。		
		(4)	当金庫は、お客さまへの適正な金融商品の勧誘を行うための「金融商品に関する勧誘方針」、共済・保険商品の適正な募集をするための「共済募集方針」「保険募集方針」等を定めています。これらの方針は、ホームページに掲載し、公表しています。		
7	「ろうきんの理念」の職員への定着と実践に向けた取組み	(1)	〈ろうきん〉は、「ろうきんの理念」を掲げ、常にお客さまである勤労者の生活向上への貢献を第一に考えた運営を行っています。その職員への定着と実践に向け、当金庫のめざすべき姿の明確化と組織全体への浸透を図ることで当金庫のブランドを確立し、関係構成員に「共感」いただける金融機関をめざします。	・「中国ろうきんブランド確立に向けたしくみ」の全店展開 ・「ろうきんの理念研修」の実施 ・中国ろうきん運動推進アドバイザーによる研修の実施 ・FP資格取得者数の公表 ・適正な営業店評価制度・人事評価の実施 ・適切なフォローアップ手法の確立	・当金庫のブランドを表す言葉としてコア・バリュー「とことん聴きたい、あなたの想い」を策定し、それを実現させるための「中国ろうきんブランド確立に向けた施策」を全店にてスタートさせました。 ・「ろうきんの理念」を職場内研修の必須テーマとするとともに、「ろうきん運動推進アドバイザー」による研修を実施し「ろうきんの理念」について職員の意識向上を図りました。 ・FP1級資格取得に向けたスキルアップセミナー(全6回)を開催しました。2023年度新たに資格取得した職員数は、FP1級3人、FP2級9人、FP3級13人となっており、2023年度末時点でFP1級取得者数は30人、FP2級資格取得者数は276人、FP3級資格取得者は340人となっています。 ・お客さまの最善の利益に資する行動の実践を評価するため、営業店評価において「プロセス評価」に係る評価項目を、人事評価において「顧客指向」「顧客満足の引上げの視点」に係る評価項目を設定しました。 ・職員に対し「預かり資産営業スキルアップ研修」を実施し、そのなかで適切なフォローアップ手法について理解を深めました。
		(2)	〈ろうきん〉ならではの存在意義と役割発揮に係る研修等を人材教育体系で実施しています。		
		(3)	職員の人事評価にあたっては、お客さまの最善の利益に資する行動の実践を評価する項目を設定します。		
		(4)	当金庫は、本方針の内容について職員に周知するとともに業務を支援・検証するための体制を整備していきます。		

(注) ファンド・オブ・ファンズとは、「投資信託に投資する投資信託」で、複数の投資信託(ファンド)を適切に組み合わせて、一つの投資信託(ファンド)にまとめたものをいいます。

内部統制システム整備に関する基本方針 (業務の適正を確保するための体制)

内部統制とは、企業目的を達成するために欠かせない仕組みであり、経営者には、内部統制を構築するとともにその有効性と効率性を維持することが求められています。

内部統制システム整備に関する基本方針は、当金庫の業務の適正を確保するため、事業の有効性と効率性の向上、事業体の財務報告の信頼性確保、関連する法令等遵守に向けた体制整備を進めるに当たっての基本的事項を定めたものです。

1.理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)中国労働金庫は、「ろうきんの理念」のもと「事業方針」の中で組織強化に向けた取組みにおいて、「経営の中心にコンプライアンスをおいた態勢を継続し、ガバナンスの一層の強化を図ること」を掲げる。また、この「事業方針」に則り、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つとして位置付け、理事が率先してコンプライアンス態勢の確立に取り組むことを「コンプライアンス基本方針」として定めるとともに、組織として遵守すべき事項と役職員が遵守すべき事項を「行動規範」として定め、これを全役職員に周知し遵守する。また、コンプライアンス態勢についてディスクロージャー誌等により開示する。
- (2)理事会については「理事会規程」を定め、月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して、理事間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督する。
- (3)理事の職務執行については、監事会の定める「監事監査基準」に基づき、各監事による監査対象になっている。
- (4)理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス態勢の構築・維持・向上を図る。
- (5)内部監査部門として、執行部門から独立した監査部を置くとともに、コンプライアンス統括部門として、リスク統括部コンプライアンス課を設置する。
- (6)理事は、金庫における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告し、遅延なく理事会に報告する。
- (7)職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を直接通報することのできる内部通報システムとして、リスク統括部コンプライアンス課・総務統括部人事課・監事・外部機関を情報受領者とする内部通報窓口を設置する。
- (8)監事は、コンプライアンス態勢に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

2.理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

理事の職務執行に係る情報(総会・理事会・常務会・各種委員会議事録、稟議書など)については、「理事会規程」「常務会規程」各種委員会の規程または「文書取扱要綱」等に基づき作成する。記録文書は、文書種類ごとに定められた期間適切に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)財務の健全性を保ちつつ、適度なリスクを取って必要な範囲で収益性を高める観点から、リスク・アペタイト・フレームワーク(以下、RAFという)を運用するための体制を整える。
- (2)リスク管理体制は、「統合的リスク管理規程」「リスク・アペタイト・ステートメント(以下、RASという)」に定め、統合的リスク管理担当役員および統合的リスク管理責任者を決定するほか、個々のリスクについての管理部署を決定し、リスク状況の検証を行うため、代表理事または担当理事を委員長とする委員会(経営管理委員会、オペレーショナルリスク連絡調整委員会、コンプライアンス委員会、資産査定委員会)を設置し審議内容を常務会に報告するなど、同規程等に従ったリスク管理体制を構築するとともに、ディスクロージャー誌等により開示する。
- (3)不測の事態が発生した場合の対応としては、「危機管理基本規程」に基づき、理事長を本部長とする危機管理総合対策本部を設置して迅速な対応を行い、損失の拡大を最小限に止める体制を整える。
- (4)反社会的勢力による被害を防止するため、一元的な管理態勢を構築し、万一反社会的勢力による不当な要求を受けた場合に備え、適切な対応を行うための規程等を整備し、これを全役職員に周知する。
- (5)適正な利益相反管理の遂行のため、リスク統括部コンプライアンス課を利益相反管理統括部署とし、利益相反管理に係る当金庫全体の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行い、その記録を保存する。

4.理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、理事会を原則として月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営方針および経営戦略にかかわる重要事項については、事前に理事長、副理事長、専務理事、常務理事および常勤理事からなる常務会において議論を行い、その審議を経て理事会において執行決定を行う。
- (2)理事会の決定に基づく業務執行については、「代表理事会議規程」、「常務会規程」、「業務組織規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任、執行手続きの詳細について定める。

5.当金庫およびその子会社からなる集団(以下、「当金庫グループ」という。)における業務の適正を確保するための体制

- (1)理事会は、当金庫グループにおける業務の適正を確保するための体制を構築する。
- (2)当金庫およびその子会社間で定期協議を実施し、情報の共有化が効率的に行われる体制を構築する。また、子会社に対して金庫としての経営方針を伝達するとともに子会社経営を管理する。
- (3)監査部は、当金庫グループの監査を定期的を実施し、監査結果を理事会に報告する。
- (4)当金庫は、「統合的リスク管理規程」において当金庫グループのリスク管理体制を定め、その統括部署をリスク統括部統合リスク管理課とし、当金庫グループ全体のリスクを統括的に管理する。また、子会社に対するリスク管理担当部署を総務統括部総務課とし、子会社におけるリスク管理の状況について、定期的に経営管理委員会に報告する。
- (5)不測の事態が発生した場合の対応としては、「危機管理基本規程」に基づき、理事長を本部長とする危機管理総合対策本部を設置して迅速な対応を行い、当金庫グループ全体の損失の拡大を最小限に止める体制を整える。
- (6)子会社の「コンプライアンス・プログラム」策定にも当金庫が関与し、その実施状況について定期的に報告を受ける。
- (7)反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、反社会的勢力に関する情報を当金庫グループ内で共有し、統括部署であるリスク統括部コンプライアンス課で一元管理する。

6.監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

金庫は、監事の職務を補助するため、職員から監事会事務局に必要な能力を備えた専任の補助職員を任命する。

7.前号の職員の理事からの独立性および当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)補助職員は、監事の指揮命令に基づき職務の執行を行うこととし、監事以外からの指揮命令を受けないものとする。また、補助職員の人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監事会の同意を得ることとする。
- (2)補助職員は、監事の指示により、必要な会議へ出席する等の調査や情報収集を行うことができるものとする。

8.当金庫グループの役員および使用人が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1)当金庫グループの役員および使用人は、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項について、速やかに監事に報告する。
- (2)監事は、理事会に出席するとともに、常務会、経営管理委員会およびコンプライアンス委員会等重要な会議に出席し、意見を述べることが出来る。また、前記にかかわらず、監事はいつでも必要に応じて当金庫グループの役員および使用人に対して報告を求めることができる。
- (3)当金庫グループの役員および使用人は、職務の執行状況等について、監事からの報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。

9.監事へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監事へ報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けることを禁止し、「内部通報に関する規程」を定める。

10.監事の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監事がその職務の執行について、当金庫に対して費用等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監事の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11.その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

理事と監事は、定期的に意見交換を行い、双方の意思疎通を通じて監査の実効性を高めるよう努力する。

顧客保護等管理態勢

1. プライバシー・ポリシー（個人情報保護方針）

中国労働金庫(以下「当金庫」という)は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づきお客さまの個人情報の保護に努めます。

なお、「個人番号」および「特定個人情報」の取扱いについては、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」をご覧ください。

(1) 個人情報の取得について

当金庫は、お客さまとのお取引やサービスを提供するため、適法かつ公正な手段によって、お客さまの個人情報をお預かりいたします。

(2) 個人情報の利用について

- ① 当金庫は、お客さまの個人情報を、公表している利用目的あるいは取得の際にお示した利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。
- ② 当金庫は、お客さまが所属する会員団体との間で、お客さまの個人情報を共用させていただいております。
- ③ 当金庫は、お客さまの個人情報の取扱いを外部に委託することがあります。委託する場合には、当該委託先について厳正な調査を行ったうえ、お客さまの個人情報が安全に管理されるよう適切な監督を行います。
- ④ 当金庫は、法令で定める場合を除き、お預かりした個人情報を、お客さまの同意がない第三者へ提供・開示いたしません。

(3) 個人情報の管理について

当金庫は、お客さまの個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセスなどを防止するため、セキュリティ対策を講じて適正に管理いたします。

(4) 個人情報の開示・訂正・利用停止等について

お客さまが、ご自身の個人情報について、内容の開示・訂正・利用停止等を求められる場合は、お取引店または当金庫窓口(下記に記載のお問い合わせ先)までご連絡ください。

(5) 個人情報保護の維持・改善について

当金庫は、個人情報管理責任者を置き、お客さまの個人情報が適正に取扱われるよう、従業員への教育を徹底し、適正な取扱いが行われるように点検すると同時に、個人情報保護の取組みを適宜見直し改善いたします。

(6) 個人情報等の法令等の遵守について

当金庫は、個人情報保護法などの法令等を遵守して、お客さまの個人情報を取扱いいたします。

(7) お問い合わせ・苦情の窓口について

当金庫の個人情報の取扱いに関するお問い合わせ・苦情は、お取引店または下記お問い合わせ先にお申出ください。

<お問い合わせ先> 広島市南区稲荷町1番14号 中国労働金庫リスク統括部<ろうきん相談室>
TEL:0120-801-284 受付時間:平日9:00～17:00
ただし、12月31日～1月3日、5月3～5日、および祝日・振替休日・国民の休日を除きます。
FAX:082-261-8177 E-mail:riskkanri@chugoku.rokin.or.jp

2. 特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

中国労働金庫(以下「当金庫」という)は、個人番号および特定個人情報(以下「特定個人情報等」という)保護の重要性を認識し、その適正な取扱いの確保について組織として取組むため、以下の方針に基づきお客さまの特定個人情報等の保護に努めます。

(1) 事業者の名称

中国労働金庫

(2) 関係法令、ガイドライン等の遵守

当金庫は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」および「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」等を遵守して、特定個人情報等の適正な取扱いを行います。

(3) 安全管理措置に関する事項

当金庫は、お客さまの特定個人情報等について、漏えい、滅失またはき損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、特定個人情報等を取扱う従業員や委託先(再委託先等を含みます)に対して、必要かつ適切な監督を行います。

(4) お問い合わせ・苦情の窓口

特定個人情報等に関するお問い合わせ・苦情は、お取引店または下記お問い合わせ先にお申出ください。

<お問い合わせ先> 広島市南区稲荷町1番14号 中国労働金庫リスク統括部<ろうきん相談室>
TEL:0120-801-284 受付時間:平日9:00～17:00
ただし、12月31日～1月3日、5月3～5日、および祝日・振替休日・国民の休日を除きます。
FAX:082-261-8177 E-mail:riskkanri@chugoku.rokin.or.jp

なお、お客さまの個人情報の取扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」にもとづく当金庫のプライバシー・ポリシー(個人情報保護方針)もご覧ください。

利益相反管理方針の概要

すべてのお客さまは平等に利益・サービスを享受できるものであり、お客さまの不利益のもと当金庫が利益を得たり、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、当金庫では「利益相反管理方針」を定め、公表するとともに、適切な管理体制を整備しています。

(注)「利益相反管理方針」は、当金庫ホームページに掲載しています。(https://www.chugoku.rokin.or.jp/)

苦情等への対応（金融ADR制度への対応について）

1. 苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申出に、公正かつ確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に、本店・営業店・ローンセンター・代理店(電話番号は、57～58ページ参照)または、お客さま相談窓口(電話:0120-86-3760・平日9時～18時)にお申し出ください。
なお、土曜日・日曜日、祝日・振替休日および12/31～1/3は休業とさせていただきます。

2. 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、全国労働金庫協会ろうきん相談所(金庫営業日9時～17時、電話:0120-177-288)にお申出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等への利用申込に関する手続きについてご案内いたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申立てについて、当事者のご希望を伺ったうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める次の方法も用意しています。

①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人がテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

(注)移管調停、現地調停は、すべての弁護士会で実施しているわけではありませんので、ご注意ください。実際に実施している弁護士会名や具体的な手続については、東京三弁護士会の各仲裁センター等、当金庫の苦情・相談等窓口および「ろうきん相談所」にお問い合わせください。

くわしくは当金庫ホームページ(https://www.chugoku.rokin.or.jp/)をご覧ください。

政治的中立に係わる方針

労働金庫法第5条第3項において「金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。」と政治的中立の原則が定められています。

当金庫は、労働金庫法第5条第3項に定められた政治的中立の原則を遵守するため、「政治的中立に係わる基準」を制定し、全役職員に周知徹底しています。社会的責任と公共的使命を十分に自覚し、業務を遂行してまいります。

反社会的勢力による被害の防止について

2007年6月に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」において、企業は契約書や取引約款に『暴力団排除条項』を導入することが求められており、また、金融庁の「監督指針」においても『暴力団排除条項』の導入により反社会的勢力が金融機関の取引先となることを防止することが必要とされています。

当金庫では、2010年7月20日より各種規定・新規申込書・契約書等に『暴力団排除条項』を導入し、預金口座の開設時など取引のお申込みの際に、お客さまが反社会的勢力には該当しないことを表明し確約していただくこととしています。

これにより、取引開始後に、申込時の表明確約が虚偽申告であった場合や反社会的勢力に該当することが判明した場合等には、取引を停止し、または取引を解約させていただくこととなります。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、反社会的勢力との関係を遮断する取組みを推進していくことが、金融機関の公共的使命と社会的責任の観点から不可欠であるとの認識のもと、お客さまの信頼を得られるよう、また、業務の適切性および健全性を確保するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を制定しています。※「反社会的勢力に対する基本方針」は、当金庫ホームページに掲載しています。(https://www.chugoku.rokin.or.jp/)

金融円滑化への取組み

1.基本方針

当金庫は、勤労者の金融機関として、勤労者福祉の向上のために金融円滑化に努めており、2008年9月の世界的な金融危機に伴う経済・労働環境の急激な悪化に対応するため、2008年12月16日に「生活支援緊急対策本部」を設置しました。当対策本部においては勤労者の生活支援策を実効あるものとするため「助け合い制度」に「収入が減少となった方々への生活支援」を追加して金融円滑化を促進してきました。

2009年12月に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下「金融円滑化法」という。)は、2013年3月31日をもって最終期限を迎えましたが、雇用不安の増大、賃金・一時金の減少など勤労者を取巻く環境は依然として厳しく、当金庫は、金融円滑化法の期限到来後も、引き続き変わることなく融資条件の変更や円滑な資金供給に努めるとともにその対象を拡大し、福祉金融機関としての役割を果たしていきます。

なお、「生活支援緊急対策本部」は、今後予想される様々な変化に対応し、「福祉金融機関」としての社会的役割を継続的に発揮するため、設置期限を設けず、名称を「生活支援対策本部」に変更しました。

(1)住宅ローン等返済計画の見直し相談があった場合の対応

住宅資金等の債務の弁済に係る負担の軽減に関する相談・申込みに対しては、きめ細かく協議を行い、財産および収入の状況のみならず家計全体に目配りを行い、コンサルティング機能を発揮して支出面の改善も勘案しつつ、できる限り債務の弁済に係る負担を軽減するために必要な措置を取るよう努めます。

(2)住宅ローン等の返済が困難になった方への対応

給与等の減少に伴い、住宅ローン等の返済が困難になった方に対しては現況をお聞かせいただき、コンサルティング機能を発揮し、返済条件の変更を積極的に提案します。

なお、(1)本項ともに、当金庫の「顧客保護管理方針」に則り、適切かつ丁寧な説明を行います。

(3)貸出条件変更を行った後の対応

上記(1)(2)の結果、債務の弁済に係る負担を軽減した場合、返済状況のモニタリングを通してコンサルティング機能を発揮し、継続的な返済が行えるよう支援しています。

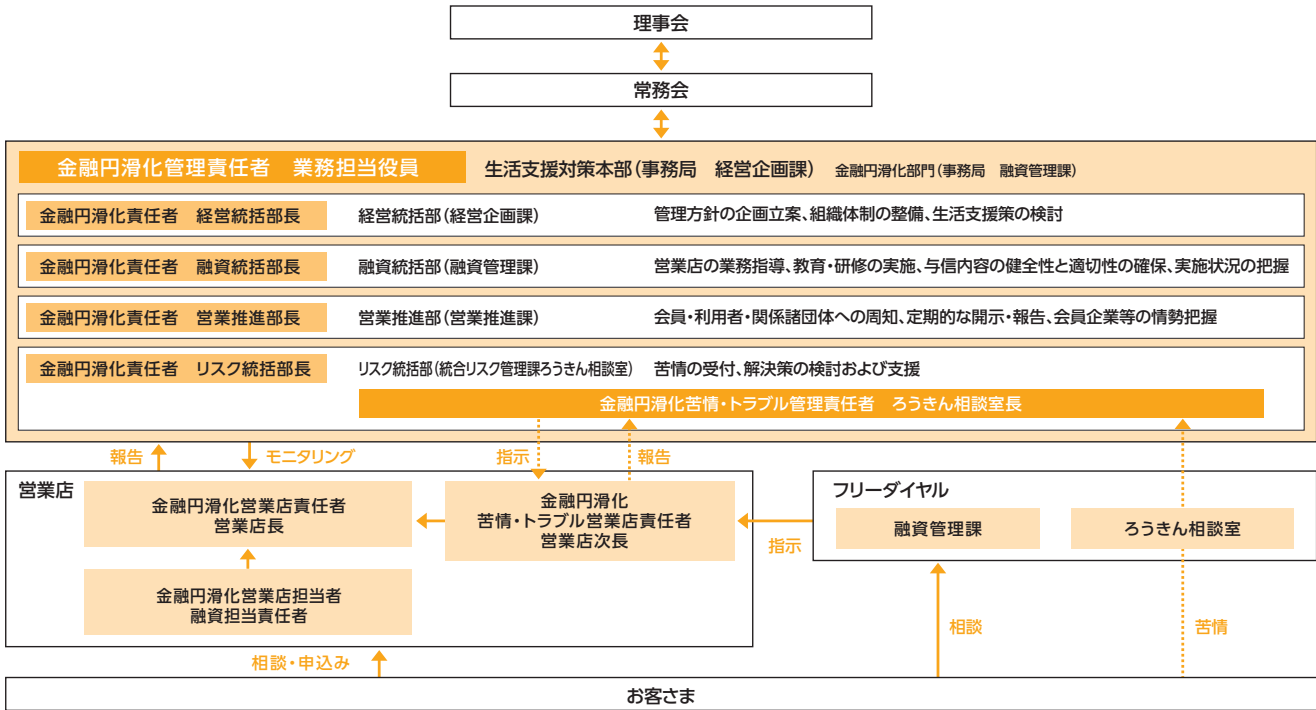
(4)他金融機関等との連携

上記(1)(2)において、他の金融機関、住宅金融支援機構、信用保証機関等が関係している場合には、独占禁止法や個人情報保護法等に配慮しつつ、当該機関と緊密な連携を図って対応しています。

(5)中小企業等の皆さまへの対応について

個別対応により取組みの方針等を説明し、相談等に応じる態勢を確保しています。

2.組織体制



3.お問い合わせ・相談先

本件について、ご相談やご不明な点等がございましたら、当金庫の営業店およびローンセンターの「生活支援緊急相談窓口」のほか、次の「金融円滑化相談ダイヤル」までお申出ください。

中国労働金庫融資統括部<融資管理課>

《金融円滑化相談ダイヤル》 ☎ 0120-007-537

受付時間 平日 9:00~17:00
※ただし、12月31日~1月3日、5月3日~5日、
および祝日・振替休日・国民の休日を除きます。

4.貸付条件変更等にかかる苦情受付

住宅ローン等貸付条件変更にかかる苦情は、次の「金融円滑化苦情ダイヤル」までお申出ください。

中国労働金庫リスク統括部<ろうきん相談室>

《金融円滑化苦情ダイヤル》 ☎ 0120-801-284

受付時間 平日 9:00~17:00
※ただし、12月31日~1月3日、5月3日~5日、
および祝日・振替休日・国民の休日を除きます。

債務者が住宅資金借入者である場合の申込状況

(1)貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

	2014年 3月末	2015年 3月末	2016年 3月末	2017年 3月末	2018年 3月末	2019年 3月末	2020年 3月末	2021年 3月末	2022年 3月末	2023年 3月末	2024年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	709	1,506	1,958	2,375	2,550	2,903	3,176	7,194	9,285	10,203	10,966
うち、実行に係る貸付債権の額	449	885	1,216	1,531	1,687	2,020	2,281	5,959	7,896	8,842	9,488
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	61	158	51	23	12	0	0	176	118	44	60
うち、取下げに係る貸付債権の額	199	463	690	820	851	883	895	1,057	1,270	1,316	1,417

(2)貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

	2014年 3月末	2015年 3月末	2016年 3月末	2017年 3月末	2018年 3月末	2019年 3月末	2020年 3月末	2021年 3月末	2022年 3月末	2023年 3月末	2024年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	57	112	158	190	200	224	242	439	547	593	629
うち、実行に係る貸付債権の数	42	76	104	130	137	159	176	357	456	504	534
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	4	9	4	1	1	0	0	8	5	1	2
うち、取下げに係る貸付債権の数	11	27	50	59	62	65	66	74	86	88	93

ろうきん助け合い制度

〈ろうきん〉の原点である「助け合いの精神」に基づき、2006年度より会員勤労者およびその家族を守り、地域社会に貢献する諸施策の充実を目的として実施しております。

個別具体策の内容および2023年度の利用実績は以下のとおりです。

1.「生活支援策」の利用実績

新規利用実績

(単位:件、千円)		
商品・制度	件 数	金 額
生活・雇用応援ローン	0	0
勤労者生活支援特別融資制度	318	386,350
求職者支援資金融資制度	7	1,450
生活支援緊急ローン	0	0
技能者育成資金融資制度	3	3,850
合 計	328	391,650

勤労者生活支援特別融資制度利用状況(既往者条件変更分)

(単位:件、千円)		
内 容	件 数	金 額
元金返済据置	33	537,359
返済期間延長	12	72,048
合 計	45	609,407

商品・制度	お使いみち・特長
生活・雇用応援ローン	企業の雇用調整等により給与収入が減少した方に対し、当面の生計を支援する生活資金の融資として、収入減少分の補填資金を月々分割してご融資し、普通預金口座へ振り込みます(会員の構成員の方のみご利用いただけます)。
勤労者生活支援特別融資制度	勤務先企業の合理化、倒産等により収入の減少または離職した場合、あるいは自然災害や感染症拡大等の影響により収入の減少や離職、自宅家屋等が被害を受けた際の修繕費用等の生活再建費用が増加した場合に、返済条件の見直しや住宅ローンの借換融資または生活資金としてご融資します。
求職者支援資金融資制度	雇用保険を受給できない方のうち、職業訓練受講中に支払われる給付金のみでは生活費が不足する方に対して、円滑な職業訓練、再就職をするために必要な資金をご融資します。なお、利用対象の審査等はハローワークで行われますので、まずはハローワークにご相談ください。
生活支援緊急ローン	勤務先企業の業績悪化等もしくは自然災害による収入減少、または勤務先企業倒産やリストラもしくは自然災害により離職した会員の構成員もしくは構成員であった方で、勤労者生活支援特別融資制度を利用することができない方に、生活資金をご融資します(ろうきん友の会賛助会員の融資取引者を含みます)。
技能者育成資金融資制度	経済的な理由により職業能力開発大学校および公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受けることが困難な方に対し、経済的な負担の軽減を図ることで職業訓練の受講を容易にするため、授業料等に充てる資金をご融資します。

2.「助け合い制度」具体策の利用実績

(1)「リトライ融資制度」の利用状況

(単位:件、千円)		
商 品	件 数	新規実行金額
カーライフローン	24	62,720
教育ローン	18	37,707
無担保住宅ローン	5	10,370
カードローン	37	－
有担保住宅ローン	20	729,060
その他(自治体提携ローンなど)	6	11,360
合 計	110	851,217

(2)安心パック保証制度利用状況

(単位:件、千円)		
商 品	件 数	金 額
カーライフローン	62	179,050
教育ローン	10	24,600
無担保住宅ローン	2	4,140
安心パック専用フリーローン	18	5,110
合 計	92	212,900

(3)多重債務の整理について (相談体制・融資制度)

多重債務に陥った組合員とそこでご家族の生活再建を目的に、負債整理融資制度による借換えのほか、法的手続き等、さまざまな手段について検討を重ねて解決方針を決定するとともに、生活改善を通じた再発防止についても相談者とともに取り組んでいます。

①相談受付件数

(単位:件)	
件 数	
110	

②法的整理状況

(単位:件)	
法的整理による救済措置の手続きをとった案件	21
任意整理	3
特定調停	0
個人再生	12
自己破産	6

(注) 過年度相談分を含む。

③借換ローンの実行状況

(単位:件、千円)		
商 品	件 数	金 額
おまとめローン(債務整理扱い)	33	156,660
有担保負債整理ローン	5	117,850
合 計	38	274,510

(注) 過年度相談分を含む。

(4)育児休業・介護休業期間中の元金据置制度利用状況

(単位:件、千円)	
件 数	利用残高
19	513,780

(5)福祉ローン

育児・介護休業期間中の育児・介護資金や医療費にかかる資金等にご利用いただけます。

(単位:件、千円)			
新規利用実績		利用残高	
件 数	金 額	件 数	金 額
43	51,500	51	43,410

(6)災害救援ローン

災害で被災された方の、家財購入費や生活資金等にご利用いただけます。

(単位:件、千円)			
新規利用実績		利用残高	
件 数	金 額	件 数	金 額
12	43,110	193	978,074

地域社会への貢献をめざして

当金庫は、「人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与する」と定めたらうきんの理念を実現するために、地域や社会への幅広い貢献活動を展開しています。

1.自然災害に係る取組み

自然災害(地震・台風・大雨・大雪等)により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早い被災地の復興を心からお祈り申し上げます。

〈中国ろうきん〉では、復興に向けた支援として、以下のとおり対応させていただいています。

義援金振込手数料の免除

会員団体および広く一般に災害義援金を募っている団体等の要請に基づき、全国の労働金庫に開設した口座へ義援金を送る場合の振込手数料を免除扱いとしています。

「災害救援ローン」の取扱い

被災による家財道具の購入費や車両の買替・修繕資金、災害復旧に要するその他の生活資金をはじめ、被災住宅の修理・改修等の復旧工事費用にご利用いただけるローンを取扱っています。

「災害救援ローン」の概要(2024年7月1日現在)

対象者	当金庫の取引資格を満たす方。
資金使途	ご本人または3親等以内のご親族のための ①生活資金 被災による家財道具購入費、被災による傷病の入院・治療費、被災した車両の買替・修繕費用、災害復旧に要するその他生活資金、および災害時の当座の生活資金 ②住宅資金 被災住宅の修理・改修等の復旧工事費、災害による住宅の建替費・代替住宅の購入費
貸出金額	【無担保】 資金使途①は最高 1,000万円 資金使途②は最高 2,000万円 【有担保】 最高 1億円 ※無担保融資の場合、公的年金を主たる収入とされる方は200万円を上限とし、かつ年間の支給額の範囲内とします。
貸出期間	【無担保】 資金使途①は10年以内 資金使途②は25年以内 【有担保】 40年以内 ※上記返済期間内で当初1年以内の元金据置(利息払)が選べいただけます。なお、元金据置期間は返済期間に含まれます。
担保	【無担保】不要 【有担保】原則として融資対象物件(不動産)に第1順位の抵当権を設定します。

2.〈ろうきん〉をご利用いただくことで社会に貢献できるしくみ

2012年度より、〈ろうきん〉の存在意義を会員・利用者の皆さまと共有していくことを目的に、〈ろうきん〉をご利用いただくことで社会貢献団体の行う活動を間接的にサポートしていただくことのできる施策を実施してきました。

- ・教育関連資金、カードローン、預かり資産(男性)の取引実績に応じた寄付
- ・お子さま預金、ドレミ協奏曲、預かり資産(女性)の取引実績に応じた寄付
- ・会員セミナー開催回数に応じた寄付

2023年度は鳥取・島根・岡山・広島・山口の「いのちの電話」を寄付先とし「教育関連資金、カードローン、預かり資産(男性)の取引実績」に応じて、1,764,400円を寄付しました。また、「お子さま預金、ドレミ協奏曲、預かり資産(女性)の取引実績」に応じて「ほほえみ基金」へ、300,100円を寄付しました。「会員セミナー開催回数」に応じて中国5県の社会貢献団体へ寄付する制度については、1,278,000円を寄付しました。
(注)いずれもお客さまのご負担なく社会貢献につながる取組みです。

3.NPOへの支援

「中国ろうきんNPO寄付システム」

寄付者であるお客さまと地域社会の課題に取組むNPOを結び「NPO寄付システム」(寄付は毎月100円からの口座振替・手数料不要。)を継続して提供しました。

口座振替による寄付を通じて社会貢献に参加するNPO寄付システムにより、2023年度は4,271,124円の寄付をいただきました。集まった寄付金から、運営団体である各県NPO中間支援団体で審査選考された63団体に、合計3,640,000円が配分されました。

4.地域社会の活性化に関する取組み

「家計の見直し運動」の取組み

生活応援運動の一環として、可処分所得の向上、「助け合い制度」の周知、多重債務の未然防止を目的に、労福協、推進機構、こくみん共済 coopと連携し、家計の見直し運動を展開しました。

2023年度は各県の労福協ニュースに「家計の見直し運動」について寄稿するなど、労福協中国ブロックと連携して取り組みました。

「高校生のための消費者講座」への講師派遣

2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、消費者教育の必要性がより高まっている中、未成年者に対する消費者教育の一環として、中国4県の労働者福祉協議会および広島県労働会館が主催する「高校生のための消費者講座」へ職員を講師として派遣しました。

2023年度は中国5県で36校へ講師派遣を行い、3,531名を対象に、悪質商法等による消費者トラブルの未然防止、ローンやクレジットの上手な利用法などの学習、啓発活動に努めました。

「確定申告書作成セミナー」

退職者や中国ろうきん友の会会員のみなさまを対象として、毎年「確定申告書作成セミナー」を開催しています。2023年度は、18地区272名にご参加いただきました。中国税理士会所属の税理士の指導により、それぞれご自身の確定申告書を作成されました。



5.環境保護の取組み

【持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）】への賛同

当金庫は、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」（以下、金融行動原則という）に賛同し、署名いたしました。

金融行動原則は、地球の未来を憂い、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動指針として、国内の幅広い金融機関が参加した起草委員会によって、自主的に策定されたものです。

「ろうきんの理念」に「会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。」と掲げ、各種環境保護の取組みを進めております。

当金庫は、持続可能な社会の形成に向けて金融機関としての責任と役割を果たすため、今後も金融行動原則の趣旨に基づく取組みを推進してまいります。

【金融行動原則】

1. 自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取組みを推進する。
2. 環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。
3. 地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。
4. 持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。
5. 環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。
6. 社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める。
7. 上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。

- 環境取組みと実績
- 今後も以下の「環境理念・環境方針」に則り、環境保全の取組みを継続します。
- 【環境理念】
- 「中国ろうきんは、人々が未来にわたり、喜びを持って、共生できる自然と調和した社会を実現するため、全役職員が環境に対する高い意識を持ち、地球環境の保全活動に会員、地域の皆さまとともに積極的かつ継続的に取組みます。」
- 【環境方針】
1. 環境保全に関する諸法令を遵守するとともに、省エネルギー・省資源等の活動を推進して環境負荷低減に努めます。
 2. 環境保全に配慮した商品・サービスを提供し、お客さまによる環境保全活動を支援します。
 3. 環境活動の実施状況を広報誌（R・ism）および金庫ホームページにて公表します。
 4. 環境活動の実施状況を庫内で共有し、役職員の環境問題に対する意識向上を図ります。
- 【環境活動の具体策】
- (1) 数値目標を掲げる活動
- 電力消費量は、過去3年度実績の平均値（3,125,354kWh）以下を目標とする。
- ガソリン消費量は、「エコアクション21」認証返上時（2017年度）の消費量を基準に、1%削減（133,360L以下）することを目標とする。
- 結果については内外へ通知・公表し、活動の点検と改善を促進する。
- ① 電力消費の抑制
 - クールビズ・ウォームビズの励行や日常の節電の取組みをすすめることにより、電力使用量を抑制する。
 - ② ガソリン消費の抑制
 - エコドライブの励行によりガソリン使用量を抑制する。
- (2) 環境施策の周知活動
- ① 環境保全に配慮した商品・サービス
 - 広告ツールを活用し、環境保全に配慮した融資商品・サービスの提供を通じて金利優遇が受けられることを周知する。
 - ② NPO寄付システム
 - 社会貢献活動およびNPO寄付システムを周知する広告を作成し、日常的な周知活動での使用のみならず、「ろうきん森の学校フェスティバル」など、自然環境にかかるイベントにて積極的に活用する。また、NPO寄付システムを広く周知するとともに、「環境保全」分野の活動に取組むNPO団体への支援拡大を図る。
 - ③ ESG債への投資実績
 - 持続可能な社会の実現への貢献をめざし、環境問題への取組みを目的としたESG債（グリーンボンド）への投資を行った際は、金庫ホームページにて周知する。
- (3) 環境問題に対する意識向上
- SDGsに向けた取組みの具体策である労金職員へのSDGs教育を通じて、環境問題に関する学習機会を設定し、役職員の環境問題に対する意識向上を図る。
- 【環境目標達成状況(2023年度)】
- 電力・ガソリン消費の抑制:達成
- 全店の役職員に省エネルギーの取組みが定着し、数値目標を達成した。

ろうきん森の学校

「ろうきん森の学校」は、2005年度から労働金庫連合会の50周年記念社会貢献活動として、豊かな森の再生と環境問題に取組む人材育成を柱に、全国3地区（福島・富士山・広島）で活動を展開しています。2015年度からは新たに2地区（新潟・岐阜）を増設し、合計5地区で、「森を育む」、「人を育む」、「森で遊ぶ」を柱に事業を展開し、「森づくり」から始まる「人づくり・地域づくり」につなげる環境教育事業をさらに発展させています。当金庫では「ろうきん森の学校」（広島地区）の地元金庫として地区連絡協議会に参加し、支援を行っています。



6.仕事と子育ての両立支援

仕事と子育ての両立支援に向けて積極的に取り組む「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受け、2023年2月に「くるみんマーク」（2回目）を取得しました。

【2023年度 実績】

- ・育児休業等を取得した男性職員の割合 …………… 62.5%
- ・育児休業等および育児目的休暇を取得した男性職員の割合 … 87.5%



7.女性職員のさらなる活躍にむけた職場環境づくり

女性の活躍推進に関する取組みの実施状況が優良な企業として厚生労働大臣の認定を受け、2020年11月に「女性活躍に基づく認定マーク（えるばし）」（2段階目）を取得しました。

【2023年度 実績】

(1) 女性の割合

- ・職員に占める女性職員の割合 …………… 52.8%
- ・係長職に占める女性職員の割合 …………… 35.5%
- ・管理職に占める女性職員の割合 …………… 22.4%
- ・役員に占める女性の割合 …………… 0%



(2) 男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する 女性の賃金の割合)
全労働者	67.6%
うち正規雇用労働者	68.2%
うち非正規雇用労働者	63.7%

(注1) 対象期間：2023事業年度（2023年4月1日～2024年3月31日）
(注2) 正規雇用労働者とは、正職員、無期雇用の嘱託職員および契約職員のことをいいます。
(注3) 非正規雇用労働者とは、有期雇用の嘱託職員および契約職員のことをいいます。
※いずれの職員も金庫外への出向者を除きます。
(注4) 賃金：通勤手当・退職金を除く。

(補足説明)
・集計のルール上、正規労働者の集計には正職員の他に無期雇用の嘱託職員および契約職員が含まれています。契約職員は女性の比率が92.9%と高く、雇用形態の違いが賃金差の要因となっています。また、女性管理職の割合が男性より低いことや、女性の勤続年数が男性よりも短いことも、男女の賃金差異の要因となっています。
・女性のキャリアアップやリーダーシップに資する研修を実施すること等により、女性が長く活躍できる環境の構築を図ります。

(3) 男女の平均勤続勤務年数の差異

【2023年度 実績】

- ・平均継続勤務年数の男女比（正規雇用労働者）…………… 72.8%

(注) 正規雇用労働者とは、正職員、無期雇用の嘱託職員および契約職員のことをいいます。

8.健康経営の推進

当金庫は、経済産業省と日本健康会議が共同で選定する【健康経営優良法人2024（大規模法人部門）】に認定されました。

健康経営優良法人認定制度は、地域の健康課題に即した取組みや日本健康会議が進める健康増進の取組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している法人を顕彰する制度です。

引き続き職員が健康で安心して働き続けることができる職場環境に向けた取組みを行ってまいります。



2023年度ろうきん運動推進表彰

「ろうきん運動推進表彰制度」は、営業店推進委員会と会員が一体となった推進展開を強化し、ろうきん運動の活性化と発展に資することを目的としています。

2023年度は、預金・融資取引やろうきん運動の拡大で貢献度の高い営業店推進委員会および会員を右記のとおり選定いたしました。営業店推進委員会、会員のみなさまのご協力に感謝を申しあげるとともに、ろうきん運動のよりいっそうの推進強化を図っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ろうきん運動推進表彰制度の内容

営業店推進委員会部門、会員推進部門、ろうきん友の会部門の3部門とし、営業店推進委員会部門は10推進委員会を、会員推進部門は店舗区分の大規模店(13店)3会員、中規模店(12店)2会員、小規模店(13店)1会員(計76会員)を、ろうきん友の会部門は項目別に1会員を選定し表彰します。

対象会員

営業店推進委員会部門は全営業店推進委員会、会員推進部門は全会員、ろうきん友の会部門は全地区ろうきん友の会を対象とします。

表彰基準

(1) 営業店推進委員会部門

営業店での推進にかかる項目を選定して表彰基準とします。ただし、項目については、年度ごとに見直しを行います。

なお、2023年度の選定項目は次の8項目とし評価総合点により上位10位までの営業店推進委員会を表彰することとしておりましたが、全項目を達成した営業店推進委員会が25推進委員会あった為、25推進委員会を表彰します。

- 無担保融資(証書貸付)新規実行額目標達成率
- 個人型確定拠出年金(iDeCo)新規契約・投資信託新規買付人数目標達成率
- 積立性預金新規契約件数目標達成率
- 給与振込指定者目標達成率
- 会員推進委員会の設置
- 推進委員会ニュースの発行
- 推進委員会(役員)との帯同による会員オルグ
- 推進委員会(店全体会議)参加率向上

(2) 会員推進部門

預金・融資の利用拡大のほか、「一時金預金運動」・「助け合いプラン」『安心パック』・「積立性預金の取組み」・「家計の見直し運動」・「若年層の取組み」・「退職金受入の取組み」・「確定拠出年金の取組み」・「店独自取組み」等において顕著な取組みがあった会員を表彰対象とし、営業店推進委員会または営業店推進幹事会の推薦会員を表彰します。

(3) ろうきん友の会部門

営業店での友の会活動推進にかかる項目を選定して表彰基準とします。ただし、項目については、年度ごとに見直しを行います。なお、2023年度の選定項目は次の2項目とし、それぞれ1位の地区友の会を中国ろうきん友の会の確認のもと表彰します。

- 個人預金会員増加率(前年度末の預金残高からの増加率)
- 公的年金受給口座指定者数増加率(前年度末の口座指定者数割合の増加率)

— 営業店推進委員会部門 —

営業店	推進委員会名
倉吉支店	倉吉支店推進委員会
安来支店	安来支店推進委員会
出雲支店	出雲支店推進委員会
浜田支店	浜田支店推進委員会
益田支店	益田支店推進委員会
雲南支店	雲南支店推進委員会
岡山支店	岡山支店推進委員会
岡山東支店	岡山東支店推進委員会
玉野支店	玉野支店推進委員会
岡山西支店	岡山西支店推進委員会
倉敷支店	倉敷支店推進委員会
津山支店	津山支店推進委員会
備中支店	備中支店推進委員会

営業店	推進委員会名
水島支店	水島支店推進委員会
広島東支店	広島東支店推進委員会
呉支店	呉支店推進委員会
広島西支店	広島西支店推進委員会
西条支店	西条支店推進委員会
鋼管町支店	鋼管町支店推進委員会
岩国支店	岩国支店推進委員会
下松支店	下松支店推進委員会
徳山支店	徳山支店推進委員会
防府支店	防府支店推進委員会
下関支店	下関支店推進委員会
萩支店	萩支店推進委員会

— 会員推進部門 —

営業店	会員名
松江支店	松江保健生協労働組合
松江支店	パナソニックインダストリー労働組合松江支部
松江支店	リョーノーファクトリー労働組合
安来支店	テクノ会
出雲支店	出雲市職員連合労働組合
出雲支店	帝人コードレ労働組合
浜田支店	中国電力労働組合浜田支部
益田支店	津和野町職員組合
鳥取支店	鳥取市立病院労働組合
鳥取支店	鳥取ガス労働組合
鳥取支店	岩美町職員労働組合
倉吉支店	日本原子力研究開発労働組合人形峠支部
倉吉支店	倉吉市職員労働組合
米子支店	境港市職員労働組合
米子支店	全国一般鳥取地方労働組合米子松蔭高等学校支部
米子支店	NX境港物流労働組合
雲南支店	雲南市・飯南町事務組合職員労働組合
岡山支店	両備オールユニティ労働組合
岡山東支店	山陽電研労働組合
岡山東支店	黒崎播磨労働組合備前支部
玉野支店	三井E&S労働組合連合会岡山地方支部
岡山西支店	JAMヤンマーアグリ労働組合岡山支部
岡山西支店	小橋工業労働組合
岡山西支店	ヤマト運輸労働組合岡山支部
倉敷支店	倉敷化工労働組合
倉敷支店	住友重機械労働組合連合会玉島・関西地方本部
倉敷支店	丸五ゴム工業労働組合
津山支店	デンソー勝山労働組合
津山支店	ヤマト運輸労働組合津山支部
備中支店	ヒルタ工業労働組合総社支部
水島支店	日本ゼオン労働組合水島支部
水島支店	岡山県貨物運送労働組合鋼運支部
水島支店	JFEスチール倉敷労働組合
本店営業部	私鉄中国地方労働組合広島電鉄支部
本店営業部	南条装備工業労働組合
本店営業部	JR西日本中国メンテック労働組合広島支部
三次支店	日東粉化労働組合
三次支店	JP労組備北支部

営業店	会員名
広島東支店	マツダ労働組合
広島東支店	日本製鋼所労働組合広島支部
広島東支店	カワダ労働組合
大竹支店	三菱ケミカル労働組合広島支部
呉支店	IHI労働組合連合会呉支部
呉支店	全水道呉水道労働組合
三原支店	今治造船労働組合広島支部
尾道支店	内海造船労働組合
尾道支店	興進産業労働組合
福山支店	ホーコス労働組合
福山支店	中国電力労働組合福山支部
福山支店	テラル労働組合
府中支店	カイハラ労働組合
広島西支店	いすゞ自動車中国四国労働組合
広島西支店	広島アルミニウム労働組合
広島西支店	UAゼンセンフレスタユニオン
西条支店	三井金属竹原製煉所労働組合
西条支店	東プレ労働組合広島支部
西条支店	東広島市職員労働組合
鋼管町支店	JFEスチール福山労働組合
鋼管町支店	瀬戸内共同火力労働組合
山口支店	パナソニックインダストリー労働組合山口支部
山口支店	日本郵政グループ労働組合山口中央支部
岩国支店	ユニオン石油工業労働組合
岩国支店	周防大島町職員労働組合
下松支店	アステック入江労働組合光支部
徳山支店	中国電力労働組合周南支部
徳山支店	トクヤマ労働組合
徳山支店	日本精糖労働組合
防府支店	マツダ労働組合山口県本部
防府支店	ダイキョーニシカワ労働組合 防府
宇部支店	宇部スチール労働組合
宇部支店	JAMヤナギヤ労働組合
宇部支店	UBE三菱セメント労働組合中国支部
小野田支店	JEC連合日産化学労働組合小野田支部
下関支店	神戸製鋼所労働組合長府支部
下関支店	丸ーステンレス鋼管労働組合
萩支店	中国電力労働組合萩支部

— ろうきん友の会部門 —

個人預金会員増加率

営業店	会員名
徳山支店	徳山地区ろうきん友の会

公的年金受給口座指定者数増加率

営業店	会員名
徳山支店	徳山地区ろうきん友の会

役員一覧

(2024年7月1日現在)

役職名	名 前	出身組織
理 事 長	戸 守 学	自治労広島県本部
副 理 事 長	田 中 穂	日本労働組合総連合会鳥取県連合会
専 務 理 事	東 方 田 稔	員外
常 務 理 事	瀬 光 秀 昭	員外
常 務 理 事	板 崎 幸 夫	員外
常 勤 理 事	仲 田 敏 幸	中国電力労働組合山陰統括本部
常 勤 理 事	金 澤 稔	日本労働組合総連合会岡山県連合会
常 勤 理 事	善 積 昭 之	基幹労連広島県本部
常 勤 理 事	網 戸 茂	マツダ労働組合山口県本部
理 事	松 本 善 樹	鳥取県職員労働組合
理 事	木 下 幹 也	自治労島根県本部
理 事	出 射 寛 和	UAゼンセンクラレ労働組合岡山支部
理 事	大 本 敏 文	三井E&S労働組合連合会岡山地方支部
理 事	小 橋 政 次	三菱自動車工業労働組合水島支部
理 事	門 長 雄 三	広島県高等学校教職員組合
理 事	滋 野 和 義	UAゼンセン広島県支部
理 事	久 重 道 正	全国マツダ労働組合連合会
理 事	本 地 康 秀	中国電力労働組合広島統括本部
理 事	藪 本 敬 士	北川鉄工所労働組合
理 事	脇 本 昭 彦	マイクロンメモリジャパンFab15労働組合
理 事	河 村 康 弘	セントラル硝子労働組合宇部支部
理 事	田 中 克 典	自治労山口県本部
理 事	藤 田 英 二	日鉄ステンレス労働組合
理 事	爲 末 和 政	員外
常 勤 監 事	田 中 敏 貴	員外
監 事	多 久 和 礼 人	パナソニックソーラーシステム製造労働組合
監 事	沖 津 巧 士	全矢崎労働組合新見支部
監 事	山 根 一 敏	情報労連広島県協議会
監 事	酒 井 友 利	日立製作所労働組合笠戸支部
執 行 役 員	三 宅 康 友	員外
執 行 役 員	宇 畑 敬 士	員外



理事長 戸守 学



副理事長 田中 穂



専務理事 東方田 稔



常務理事 瀬光 秀昭



常務理事 板崎 幸夫



常勤理事 仲田 敏幸



常勤理事 金澤 稔



常勤理事 善積 昭之



常勤理事 網戸 茂



常勤監事 田中 敏貴

代表理事・常勤理事・参事の兼職の状況

労働金庫法第35条(兼職又は兼業の制限)第1項の「内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可」を受けて兼職または兼業を行っている常勤役員等はありません。

会計監査人の氏名又は名称

有限責任 あずさ監査法人(2024年7月現在)

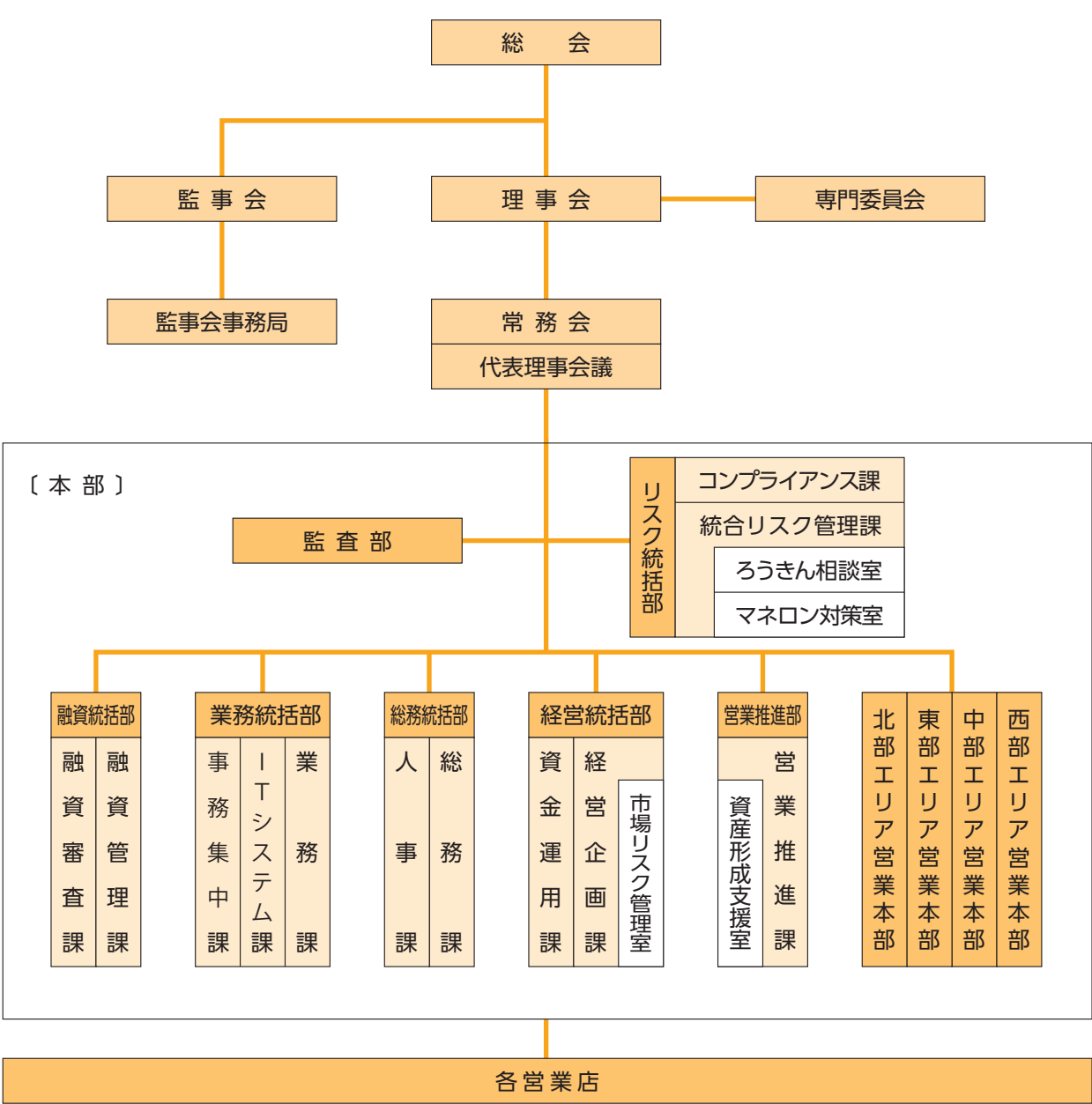
報酬等に関する事項

(単位:千円)		
区 分	2023年度報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	151,036	192,000
監 事	16,715	32,400
合 計	167,751	224,400

(注)左記以外に支払った退職慰労金は理事43,881千円、監事449千円です。

組織図

(2024年7月1日現在)



職員の状況

項目	2022年度末	2023年度末
職員数	521人	527人
平均年齢	43歳8月	43歳5月
平均勤続年数	14年3月	13年9月
平均給与額	351千円	398千円

(注1) 職員数は、臨時職員(2022年度226人、2023年度232人)を含みません。
(注2) 平均年齢、平均勤続年数、平均給与額は、それぞれ単位未満を切捨てて表示しております。
(注3) 平均給与額は、賞与を除く3月中の平均給与月額です。
(注4) 平均年齢、平均勤続年数、平均給与額は、常勤職員(フルタイム勤務の嘱託職員等を含む)のみとなります。



商品のご案内

金融商品に関する勧誘方針

当金庫は、次の4項目を遵守し、お客さまに対して金融商品の適正な勧誘を行ってまいります。

- (1)お客さまのご意向と実状に沿った、適切な金融商品をおすすめします。
- (2)お客さまご自身の判断でお取引いただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分に理解していただけるよう、説明に心がけます。
- (3)お客さまにとってご迷惑な時間帯や不都合な場所などで勧誘を行いません。
- (4)本勧誘方針を役職員一同に徹底し、金融商品の販売、契約に関する法令などの遵守に努めます。

金融犯罪被害防止に向けた取組み

〇偽造・盗難キャッシュカードによる不正な払戻しによる被害を防止するために

当金庫では、偽造・盗難キャッシュカードによる不正な払戻しによる被害を未然に防止するため、1日あたりのATM利用限度額を設定、ICキャッシュカード(磁気ストライプ併用)の導入、異常取引検知システムによるモニタリングの実施、類推されやすい暗証番号の危険性についてのご案内等の対策を行っています。

〇インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しによる被害を防止するために

当金庫では、インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しによる被害を未然に防止するため、以下の対策を行っています。

- (1) 電話番号認証
初回利用登録等、厳格な本人確認が必要な取引の場合は、お客さまが<ろうきん>に届出している電話番号から電話をかける「電話番号認証」により、お客さま本人であることを確認しています。
- (2) セキュリティ対策
情報の漏えい・データの改ざんを防ぐために、お客さまとの通信内容を暗号化(SSL/TLS暗号化通信)しています。
また、スパイウェアやフィッシング詐欺などのインターネット犯罪への対策として、パソコン用セキュリティソフト「saat netizen」を無償配布しています。
- (3) ワンタイムパスワード
ワンタイムパスワードは、1分ごとに変化する使い捨てパスワードです。インターネットバンキングをより安全にご利用いただくために、ワンタイムパスワードの利用を推奨しています。
- (4) その他
第三者からの不正利用を防止するため、必要に応じてお客さまご本人の取引であることを確認するため、事前に登録いただいた質問に対してご回答いただく追加認証を行います。
また、各種お取引を受付した際には、取引結果等の確認メールを登録メールアドレスに送信してお知らせしています。

〇振り込め詐欺等への対応について

当金庫では、振り込め詐欺等による被害を未然に防止するため、ATMコーナーへのポスター掲示、操作に不慣れなお客さまへの声かけの実施、ATMでのお振込みの際には振り込め詐欺被害注意画面を表示して注意喚起を行っています。

また、「振り込め詐欺救済法」(正式名称「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」2008年6月21日施行)に基づき、振り込め詐欺等の犯罪被害資金を当金庫の口座に振り込まれた方からのご照会をお受けいたします。

預金商品のご案内

2024年7月1日現在の主要商品を掲載しています。

〇便利な暮らしのお手伝い

日常の暮らしに役に立つ商品をご用意しています。

商品名	期 間	特 徴
総合口座	各預金の 取扱いとなります	◇普通預金・定期預金を組み合わせ、「預ける・貯める・支払う・借りる」の4つの機能を1冊にセットした通帳です。 ◇担保預金の90%（最高300万円）まで、当座貸越による自動融資が受けられます。
普通預金	出し入れ自由	毎月の給与や年金等の自動受取り、公共料金やクレジットカード代金等の自動支払いがご利用頂けます。
普通預金無利息型 (決済用預金)	出し入れ自由	普通預金と同様に給与振込の受取等にもご利用いただけます。 お利息はつきませんが、預金保険制度により全額保護の対象となる預金です。
普通預金（無通帳型）	出し入れ自由	インターネットバンキングまたはろうきんアプリ（かんたん通帳）にて取引内容をご確認いただくことを前提に、通帳を発行しない普通預金です。
貯蓄預金	出し入れ自由	普通預金の便利さを兼ね備え、預入残高に応じて金利が段階的にアップします。
通知預金	7日以上据置	7日以上据え置き、2日前の通知により払い戻しができます。
ろうきん福祉 支援預金	出し入れ自由	成年後見制度を利用されているお客さま（被後見人）の預金のうち、日常的な支払いに使用しない金銭を家庭裁判所発行の「指示書」にもとづき別管理するための専用口座としてご利用いただけます。

〇まとまった資産を安全・確実に運用

目的、期間に合わせて安全・確実に増やす各種定期預金をご用意しています。

商品名	期 間	特 徴
スーパー定期	1カ月以上10年以内	1円以上300万円未満の範囲内で資金運用プランにあわせて、お預け入れ期間を1か月から10年まで指定できる定期預金です。
スーパー定期300	1カ月以上10年以内	300万円以上1,000万円未満のまとまった資金の運用に。
大口定期預金	1カ月以上10年以内	1,000万円以上の大型資金の運用に。
ワイド定期	最長3年	1円以上300万円未満の期日指定定期預金です。1年複利で、1年経過後は一部引出しもできます。
変動金利定期	1年以上3年以内	市場金利に連動して、6カ月ごとに金利が変動します。
譲渡性預金	1日以上10年以内	5,000万円以上の資金の運用に適した預金です（預金保険の対象商品ではありません）。
ろうきん福祉 定期預金	1年	◇別途定める年金や各種手当を受給される方が対象となります。 1人350万円までの非自動継続式扱いです。
公的年金契約者向け 定期預金	1年	◇中国ろうきんに公的年金の受取口座をご指定の方および年金裁定請求書・支払機関変更届を提出済みの方が対象となります。 ◇1万円以上で、預入限度額はありません。 ◇金利は店頭表示金利に当金庫所定の金利を上乗せいたします。
退職金専用定期預金 中国ろうきん プレミアム定期預金S	3カ月	◇ご退職により退職金を当金庫にお預け入れされる方が対象となります。 ◇預入金額は100万円以上です。 ◇金利は店頭表示金利に当金庫所定の金利を上乗せいたします。 ◇取扱期間は2024年5月1日～2025年4月30日です。
退職金専用定期預金 中国ろうきん プレミアム定期預金	3年、5年	◇ご退職により退職金を当金庫にお預け入れされる方が対象となります。 ◇預入金額は100万円以上1,000万円未満です。 ◇金利は店頭表示金利に当金庫所定の金利を上乗せいたします。 ◇取扱期間は2024年5月1日～2025年4月30日です。
退職金専用定期預金 中国ろうきん プレミアム定期預金L	10年	◇ご退職により退職金を当金庫にお預け入れされる方が対象となります。 ◇預入金額は300万円以上1,000万円未満です。 ◇金利は店頭表示金利に当金庫所定の金利を上乗せいたします。 ◇取扱期間は2024年5月1日～2025年4月30日です。
しあわせの 樗くたすき> 定期預金	1年	次のいずれかの要件を満たした個人のお客さまが対象です。 ・60歳以上のお客さま ・有担保住宅ローン利用者（主債務者の方） ^(注1) ・相続により取得した資金を原資としてお預入いただけるお客さま ^{(注2) (注3)} 取扱期間は2024年4月1日～2025年3月31日です。 (注1) 有担保多目的ローンご利用者で、かつ資金使途が住宅目的のお客さまを含みます。 (注2) 原則、相続手続き完了後1年以内に預入いただける資金が対象となります。 (注3) 他金融機関で相続手続きを行い取得した資金も、相続人であること、相続時期を確認できる書類の提示があれば対象となります。
女性応援 「ろうきんRaseek 定期預金」	1年	次のいずれの要件も満たした女性のお客さまが対象です。 ・投資信託を月額5千円以上、積立により購入いただいている方 ・会員間接構成員の方、または会員間接構成員の2親等以内の方 取扱期間は2024年4月1日～2025年3月31日です。

〇目的や目標に合わせて着実に積立

ライフプランに合わせた各種商品をご用意しています。

商品名		期 間	特 徴
財形貯蓄	一般財形	3年以上	給与天引きで積立を継続しながら必要な資金を払戻すことができます。
	財形年金	5年以上	定年退職後の年金資金づくりに最適です。60歳以降に分割して受け取っていただきます。財形住宅と合わせて元本550万円までのお利息には税金がかかりません。
	財形住宅	5年以上	住宅の新築・購入・増改築などの住宅資金に充当する場合に払戻しできます。財形年金と合わせて元本550万円までのお利息には税金がかかりません。
エース預金	エンドレス型	定めなし	積立を継続しながら必要な資金を払戻すことができます。
	確定日型	3年以上	目標日（預金口座の満期日）以降に一括して払戻しができます。
	年金型	3年以上	定年退職後の年金資金づくりに最適。目標日を定め、あらかじめ決めていた支払回数により年金形式でお受取りいただけます。
	「年金そな衛門」		年金資金のための積立ですが、定例入金による積立のほか、任意入金や退職金等の一括預入も可能です。
	「ドレミ協奏曲」 コンチェルト	エンドレス型 確定日型	教育資金のための積立です。 エンドレス型と確定日型のいずれかの選択となります。

個人型確定拠出年金（iDeCo）のご案内

○自分で育てる年金。掛金を個人の判断で運用

老後の生活資金を確保するために、従来の企業年金などに加え新たな選択肢のひとつとして導入された公的年金とは別の個人年金制度です。

業務の種類	特徴・留意点
個人型確定拠出年金（iDeCo）	65歳未満の国民年金の被保険者が加入できます。 加入者自らが掛金や運用商品を決めることができます。 「積立てる」「運用する」「受取る」の3つのステップで、税制上の優遇措置があります。 詳しくは、当金庫ホームページをご覧ください。

企業型確定拠出年金のご案内	当金庫では、企業型は商品提供金融機関として取扱いを行っています。
---------------	----------------------------------

有価証券のご案内

○長期的な資産運用に

お客さまのマネープランをサポートする運用商品をご用意しています。

業務の種類	期 間	申込単位	特徴・留意点
国債窓口販売業務 個人向け国債	10年	1万円	国が発行する個人のお客さまを対象とした債券です。
	5年		
	3年		
投資信託窓口販売業務			多くの投資家から集めた資金をひとつのファンド（基金）としてまとめ、専門の運用会社が株式や債券などに分散投資して運用する商品です。 市場価格の変動によっては、お預かりしたご資金が換金時に元本割れすることもございます。

共済代理業務のご案内	こくみん共済 coop(全国労働者共済生活協同組合連合会)の代理店として、「ろうさん住宅ローン専用住みいる共済」等の代理募集の取扱いを行っています。
損保窓販業務のご案内	損害保険代理店として、「ろうさん住宅ローン総合保険」の代理店業務を行っています。
生保窓販業務のご案内	生命保険代理店として、「たんぽぽ認知症治療保険」等の代理店業務を行っています。
内国為替業務のご案内	給与振込などの国内のお客さまの間での資金の送金(送金為替)、公共料金引落としなどの取立ての仲介(代金取立)業務を行っています。
その他	当金庫では、商品有価証券売買業務、外国為替業務、社債受託および登録業務、金融先物取引等の受託等業務、信託業務は行っていません。

融資商品のご案内

2024年7月1日現在の主要商品を掲載しています。

○充実したライフプランをバックアップ

マイカーの購入、お子さまのご入学、ご自宅のリフォームなど、節目ごとに必要となる費用をバックアップするための各種商品をご用意しています。

商品名	ご融資限度額	金利区分	ご返済期間	内 容
カーライフローン	1,000万円	変動 固定	10年以内	マイカーに関する資金、マリンスポーツに関する資金、他金融機関の自動車ローン借換資金にご利用いただけます。
教育ローン (証書貸付型)	2,000万円	変動 固定	20年以内	入学または在学期間中の教育に関する資金、他金融機関の教育ローン借換資金、ビジネススキル向上のための資金にご利用いただけます。
教育ローン (カード型)	2,000万円	変動	20年以内	入学または在学期間中の教育に関する資金、他金融機関の教育ローン借換資金を、在学期間中に貸越専用カードローンとして利用いただけます。在学期間中は、利息のみ返済いただき、在学期間後は、証書貸付に切り替えたうえ、元利金返済を行っていただきます。
奨学金借換専用ローン	1,000万円	固定	20年以内	奨学金の借換資金にご利用いただけます。
おまとめローン	2,000万円	変動	25年以内	他金融機関等ローンの借換資金にご利用いただけます。
無担保住宅ローン	2,000万円	変動 固定	25年以内	マイホームに関する資金、リフォームに関する資金、他金融機関の住宅ローン借換資金、空き家解体費用にご利用いただけます。家具・家電等購入資金を合算いただけます。
住宅ローン利用者専用フリーローン	300万円	変動	15年以内	当金庫の有担保住宅ローンをご利用の方限定で、生活資金全般にご利用いただけます。
無担保多目的ローン	1,000万円	変動	10年以内	生活資金全般にご利用いただけます。
予約型ローン 「そなYELL」	500万円	変動	1年毎の自動更新	マイカーに関する資金、教育に関する資金、冠婚葬祭に関する資金にご利用いただけます。

商品名	ご融資限度額	金利区分	ご返済期間	内 容
有担保多目的ローン	1億円	変動	40年以内	不動産を担保として、多目的にご利用いただけます。
預金担保ローン	1億円かつ担保預金残高の範囲内	固定	3年以内かつ担保預金の満期日まで	預金を担保として、多目的にご利用いただけます。

(注)ご融資限度額、ご返済期間は保証機関により異なる場合があります。

○大きな夢の実現にむけて

人生の大きな目標であるマイホームの購入。お客さまの計画に合わせてご利用いただけるよう各種商品をご用意しています。

商品名	ご融資限度額	金利区分	ご返済期間	内 容
有担保住宅ローンwith (自由設計)	1億円	変動 固定	40年以内	マイホームの新築・増改築、宅地やマンションの購入資金、他金融機関の住宅ローン借換資金にご利用いただけます。
住宅つなぎローン	5,000万円	固定	6カ月以内	当金庫で取扱う有担保住宅目的融資および公的住宅ローン等のつなぎ資金にご利用いただけます。
リバースモーゲージローン	8,000万円	変動	契約終了日は、お借入人がお亡くなりになった日。	満50歳以上のお客さま向け住宅ローンです。毎月のお支払いは、利息のみをご返済いただき、元金はお客さまがお亡くなりになられた時に、担保物件の売却などにより一括してご返済いただく商品です。
住宅金融 支援機構 買取型 住宅ローン	フラット 35	固定	15年以上 35年以内	住宅金融支援機構が住宅ローンを買取ることにより、全期間固定金利でご返済終了までの金利・返済額が確定した住宅ローンをご利用いただけます。
	フラット 50		36年以上 50年以内	

有担保住宅ローンでは、マイホームの取得やご返済を応援するさまざまな制度をご利用いただけます。

制度名	内 容
ろうきんオールマイティ保障型団信	死亡・高度障がいに加え、三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）により所定の支払い事由に該当した場合、または病気やけがで所定の障がい状態になった場合、ローン残高の全額が保険会社から当金庫（保険金受取人）に支払われ、返済に充当されます。
がん団信	がん保険金の支払い事由に該当した場合、リビング・ニーズ特約を付保することにより、余命6カ月以内と判断される場合にローン残高の全額が保険会社から当金庫（保険金受取人）に支払われ、返済に充当されます。 余命の判断は、医師の判断に基づき、生命保険会社が行います。

○暮らしのさまざまな場面に役立ちます

いざという時や突然の出費に便利な各種カードローンをご用意しています。

商品名	ご融資限度額	金利区分	ご返済期間	内 容
マイプラン	500万円	変動	1年毎の自動更新	生活資金全般にご利用いただけます。当初設定した極度額内で繰返しご利用いただけます。極度額に応じて一定の返済額で返済できる「通常コース」と、残高に応じて定められた返済額が設定される「悠悠コース」でご返済いただけます。

(注)ご融資限度額、ご返済期間は保証機関により異なる場合があります。

○働くみなさまとご家族のサポートに

福祉金融機関ならではの商品として育児・介護・医療費用等にご利用いただける「福祉ローン」など、各種ローンをご用意しています。

商品名	ご融資限度額	金利区分	ご返済期間	内 容
福祉ローン (愛称：にじいろ)	育児・介護休業目的 (生活資金)	固定	10年以内	勤務先の育児休業制度・介護休暇制度を利用している間の育児・介護資金および生活資金等にご利用いただけます。休業期間中は元金据置期間を設けることができます。
	医療費・介護資金			医療費、介護用品購入にご利用いただけます。育児・介護休業取得期間中は元金据置期間を設けることができます。
無担保災害 救援ローン	生活資金	固定	10年以内	地震・豪雨・土砂崩れ・その他自然災害または大規模な火災等により被災者への住宅の復旧・建替資金または、災害復旧に係る生活資金および支援に必要な費用をご融資します。
	住宅資金		25年以内	
有担保災害救援ローン	1億円	変動	40年以内	

上記以外に、自治体との提携により低利な融資を行う自治体提携融資制度等も取扱っています。

お客さま相談窓口
☎0120-86-3760

受付時間：平日 9：00～18：00

休 業 日：土・日、祝休日^(注)、12月31日～1月3日

(注)振替休日を含みます。

各種サービスのご案内

○ キャッシュサービス（ATM・CD）

- ろうきんカードは、全国ほとんどのATMでご利用いただけます。しかも、多くのコンビニATMでのお引出し手数料は、実質0円！
- 一部金融機関ATMでは所定の手数料がかかります。

ご利用いただける主なサービス	お引出し	ご入金	残高照会
全国のろうきん	○	○	○
MICS加盟金融機関 ^(注1) コンビニエンスストア	○	○ ^(注2)	○
E-net	○	○	○
ローソン銀行	○	○	○
ゆうちょ銀行	○	○	○
セブン銀行	○	○	○
イオン銀行	○	○	○

(注1) 一部のMICS加盟金融機関ではご利用いただけない場合があります。
(注2) 相互入金業務サービス提携金融機関でご利用いただけます。

○ ATM手数料キャッシュバックサービス

- ろうきんカードは、ATMでのお引出し手数料について、対象のATMで「無料」または「即時キャッシュバック」を行っています。



○ ダイレクトバンキングサービス

- インターネットに接続可能なパソコンやスマートフォンでご利用できます。
 - 残高のご照会、お振込み・お振替え、定期預金のご入金・お支払い、ローンの繰上げ返済等のサービスがご利用できます。
 - ダイレクトバンキングおよび会員・会員所属企業が契約する法人版インターネットバンキングの利用手数料は無料です。
- (注) インターネットバンキング（団体向け）は携帯電話でのご利用はできません。

ダイレクトバンキングでご利用いただける主なサービス

- ・新規口座開設・入金・支払い（定期預金・エース預金）
 - ・ローンの返済・試算照会
 - ・残高照会
 - ・一般財形支払い（覚書締結企業にお勤めの方のみ）
 - ・振込・振替
 - ・入出金明細の照会
 - ・公共料金自動引落しの申込み
 - ・税金・各種料金の払込み「Pay-easy（ペイジー）」
 - ・住所変更の手続き
 - ・投資信託の購入・解約・各種照会
- (2024年7月1日現在)

○ ろうきんアプリ

- スマートフォンから残高や入出金をご確認いただけるほか、税公金のお支払いや住所変更のお手続きをしていただけます。



○ 給与振込・年金自動受取サービス

- 毎月の給与やボーナス、年金が普通預金口座へ自動的に振込まれます。

○ 為替（振込・送金）サービス

- 国内の金融機関ならどこへでも、確実、迅速に指定口座へ振込むことができます。

○ 貸金庫サービス

- 盗難防止・耐火・耐熱性能を備えた構造でお客様の大切な財産をお守りいたします。

○ スマホ決済サービス

- 総合口座（普通預金）を各種決済サービス（PayPay、J-Coin Pay、Bank Pay）のアプリに口座登録いただくことで、ろうきん口座との連携が可能となるサービスです。

○ ろうきんUCカード（マスター/VISA）

- 国内・海外のUC、マスター、VISAの加盟店で、ショッピングなどにご利用いただけます。

○ 公共料金などの自動支払サービス

- 電気、ガス、電話（携帯電話含む）、水道、NHKなどの公共料金をはじめ、各種税金、保険料、クレジットカードなどの支払日にご指定の普通預金口座から自動的にお支払いします。

○ 定額自動送金サービス

- お客様の指定口座より、一定金額をお支払いし、あらかじめ指定された口座（他行宛も可能）へ定期的に送金するサービスです。＜ろうきん＞の窓口からの振込みに比べ手数料も割安となっています。

○ ろうきんアプリ口座開設

- スマートフォンと本人確認書類だけで、普通預金口座の開設を申込みできるサービスです。来店不要で、申込みから1～2営業日で口座番号がメールで通知されます。

○ デビットカードサービス

- ろうきんキャッシュカードなら「J-Debit（ジェイデビット）」マークのあるお店で、そのまま買い物や飲食代のお支払いにご利用いただけます（加入手続きも手数料も不要です）。ご利用代金はご利用口座から即時に自動引落しされます。

○ 代理人カード

- 1つの口座で2枚のキャッシュカードを発行できます。ご夫婦や親子での利用に便利です。

手数料一覧

(2024年7月1日現在)

1.為替手数料

種 類				同一店	ろうきん 本・支店宛	他金融機関宛
振込 手数料	窓口利用	電信扱い	5万円未満	330円	330円	600円
			5万円以上	550円	550円	770円
		文書扱い	5万円未満	－	－	600円
			5万円以上	－	－	770円
	ATM利用	5万円未満		無 料	110円	380円
		5万円以上			330円	550円
	自動送金利用	5万円未満		無 料	110円	380円
		5万円以上			330円	440円
	FB利用		一律	無 料	無 料	160円
	IB・法人IB利用		一律	無 料	無 料	160円
自動振込サービス		一律	無 料	無 料	160円	
財形年金支払 エース年金支払		1件につき	無 料	無 料	－	
送金手数料			1件につき	－	440円	660円
その他諸手数料			送金・振込の組戻料（1件につき）		660円	
			取立手形組戻料（1通につき）		1,100円	
			取立手形店頭呈示料（1通につき）		1,100円	
			不渡手形返却料（1通につき）		1,100円	

(注1)同一店内振込みの為替手数料については個人取引のみ必要となります。
(注2)団体出資会員の同一店内振込み、本支店宛振込みの為替手数料は無料となります。
(注3)相続手続きで口座解約した資金を当金庫預金口座に振り込む場合の為替手数料は無料となります。
(注4)ATM振込について、利用ATMと同一店口座の振込の場合に手数料無料となります。
(注5)当金庫に普通預金口座をお持ちで、視覚障がいによりATMのご利用が困難な場合、窓口利用の振込手数料をATM利用の振込手数料と同額でご利用いただけます。
(注6)自動送金利用の場合、別途自動送金手数料(取扱手数料)が必要となります。

種 類			ろうきん	他 行
代金取立手数料	電子交換		440円	1,100円
	個別取立	普通扱い	－	880円
		至急扱い	440円	1,100円

(注1)支払場所が受付店と同じ場合、手数料は無料となります。
(注2)団体出資会員のお取引で支払場所が「ろうきん」となる場合の手手数料は、無料となります。

2.ATM利用手数料

<ろうきん>のATM

曜 日	時間帯	ろうきんのカード	ゆうちょ銀行のカード	全国キャッシュサービス(MICS)加盟の他行のカード
		支払・入金	支払・入金	支 払
平日	8:00～ 8:45	無 料	220円	220円
	8:45～18:00		110円	110円
	18:00～21:00		220円	220円
土曜日	9:00～14:00	無 料	110円	220円
	14:00～17:00		220円	ご利用いただけません
	17:00～19:00			
日曜・祝日	9:00～17:00	無 料	220円	220円
	17:00～19:00			ご利用いただけません

(注)ATMのご利用時間帯・営業日は、店舗・ATMコーナーによって異なる場合があります。

<中国ろうきん>では、ATM利用手数料をキャッシュバックしています。詳しくは53頁をご覧ください。

3.両替等取引にかかる手数料

1.窓口(店頭)取引の場合

(1)1・3・4号会員(中国ろうきん友の会賛助会員を除く)の構成員で当金庫と口座取引のある方

枚 数	手数料(消費税込み)
1～50枚	無 料
51～100枚	220円
101～500枚	440円
501～1,000枚	880円
1,001枚～	500枚毎 + 330円

(注1)団体出資会員の取引は対象外となります。
(注2)対象取引は両替のほか、硬貨入金(口座取引、振込、各種料金支払等)、金種指定払いを含みます。
(注3)以下の両替は手数料無料にて対応いたします。
・新券への両替(同一金種への交換のみ) ・汚損した現金の交換 ・記念硬貨に係る両替

枚 数	手数料(消費税込み)
1～50枚	無 料
51～100枚	550円
101～500枚	825円
501～1,000枚	1,100円
1,001枚～	500枚毎 + 550円

2.窓口(店頭)取引以外の場合

枚 数	手数料(消費税込み)
1～50枚	無 料
51～100枚	550円
101～500枚	825円
501～1,000枚	1,100円
1,001枚～	500枚毎 + 550円

4.その他の手数料

項 目		手 数 料	対 象 者	
小切手帳発行手数料		1冊(50枚綴り)	2,200円	団体 個人
手形帳発行手数料		1冊(50枚綴り)	2,200円	団体 個人
自己宛小切手発行手数料		1枚につき	550円	団体 (会員は除く) 個人
現金デリバリーサービス利用手数料 (毎月1回目は無料、同一月2回目以降1回当たり)			550円	個人
通帳・証書再発行手数料		(注1) (注2) (注3)	1,100円	団体 個人
普通預金(有通帳型)切替手数料			1,100円	団体 個人
キャッシュ(ローン)カード再発行手数料 (注4)			1,100円	団体 個人
ICカード発行手数料 (注5)			1,100円	団体 個人
貸金庫カード再発行手数料			1,100円	団体 個人
ダイレクトカード再発行手数料			無料	個人
証明書発行手数料 (残高証明書等) 1通当たり (取引明細) 1口座毎(注6)			1,100円	団体 (会員、認定団体は除く) 個人
保有個人データ 開示手数料 (注8) (注9)	基本手数料	氏名・住所・生年月日・電話番号・ 労働組合(団体会員名)等	依頼書1通 550円 (郵送の場合 1,100円)	個人
	加算手数料	預金残高・借入残高	1口座1基準日毎 550円	
		取引明細(注7)	1口座1カ月毎 550円	
		その他	1項目毎 550円	
有担保ローン全額繰上償還手数料			無料	個人
有担保ローン借換手数料(他行への借換) (注10) (注11)			55,000円	個人
特約付住宅ローン繰上償還手数料 (注12)			無料	個人
切替手数料 (長プラ変動から新基準変動型貸付への切替) (当初新基準変動型貸付から固定金利選択型への切替)			5,500円	個人
不動産担保取扱手数料(有担保住宅ローンを除く貸付申込1件当たり)			33,000円	団体 (会員は除く) 個人
フラット35事務手数料 フラット50事務手数料	(貸付申込1件当たり)		融資額×2.20%	個人
貸付取引移管手数料(他金庫に移管する場合)			無料	個人
有担保住宅ローン 取扱手数料 (注13) (注14) (注15) (貸付申込1件当たり)	1号・3号および4号特协会会员と その事業体に所属する管理職 有担保住宅ローンをご利用中の方が 再利用する場合		33,000円	個人
	上記以外		融資額×2.20%	
保護預り料	封緘方式(保管袋1個当たり)		550円	団体 個人
	公共債保護預り料		1,320円	
リバースモーゲージローン 取扱手数料	1号・3号および4号会員(中国ろうきん友の会 賛助会員を除く)とその事業体に所属する管理職		33,000円	個人
	中国ろうきん友の会賛助会員 2号会員 個人会員等		55,000円	
夜間金庫手数料	基本料(年額)		26,400円	団体 個人
	取扱手数料(入金帳1冊)		3,300円	
貸金庫(年間契約手数料)	小		13,200円	団体 個人
※取扱店は本店営業部、山口支店となります。	中		16,500円	
	大		18,700円	
ファーム・バンキング	契約手数料		無料	団体 (会員および会員所属企業は除く) (注16)
	利用手数料(月額)		3,300円	
自動送金手数料(取扱手数料)			55円	団体 個人
インターネットバンキング利用手数料(年額)			無料	個人
団体IBパスワード生成機追加・再発行手数料			1,650円	団体
団体IB一括口座確認手数料			無料	団体
法人版インターネットバンキング(ライトタイプ)利用手数料(月額)			1,100円	団体 (会員、会員所属企業および認定団体は除く)
法人版インターネットバンキング(フルタイプ)利用手数料(月額)			3,300円	団体 (会員、会員所属企業および認定団体は除く)
AnserDATAPORT利用手数料(月額)			5,500円	団体
出資金残高証明書手数料			220円	個人
出資証券再発行手数料			550円	団体 (出資会員) 個人

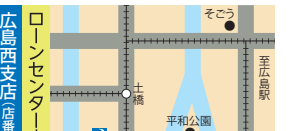
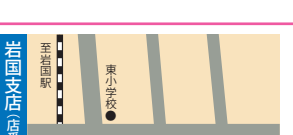
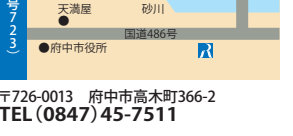
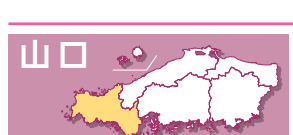
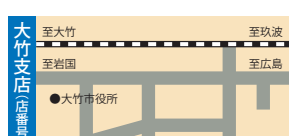
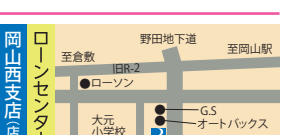
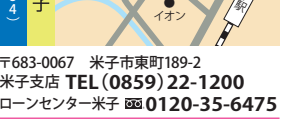
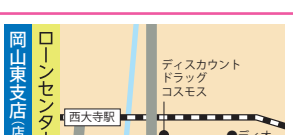
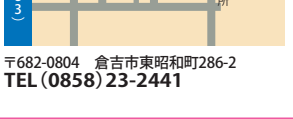
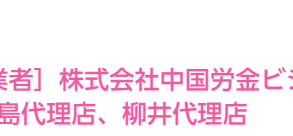
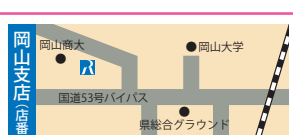
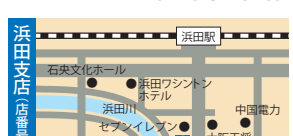
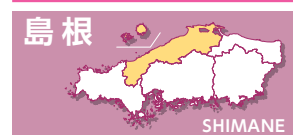
(注1) 総合口座通帳再発行に伴い、総合口座通帳とエース預金通帳が分冊発行された場合の再発行手数料は1件分のみにいたします。
(注2) 自然災害および居住建物の火災が原因の場合は、再発行手数料は不要です。
(注3) 成年後見制度を利用し、法定代理人を通じて取引をされる方の通帳・証書等の再発行の場合は、再発行手数料は不要です。
また、預金相続の名義変更時における通帳・証書等の再発行の場合は、再発行手数料は不要です。
(注4) ICカードを含みます。
(注5) 新規発行(初回)または磁気カードから初めてICカードに切替える場合が対象となります。
なお、ローンカードのICカード発行手数料は不要です。
(注6) 相続預金に関する取引履歴証明書を含みます。
(注7) 期間は暦月ベースで計算します。(例:2024年9月20日～2024年10月3日は2カ月分として計算します)
なお、依頼期間内に新規(解約)がある場合は、その日を開始日(終了日)とみなします。
(注8) 自身の個人情報について、金庫の取扱いを確認するために開示請求するものを対象とします。
(注9) 検索等にコストがかかる場合は別途実費相当分の追加手数料をいただきます。
(注10) 住宅つなぎローン、リバースモーゲージローンについても対象とします。
(注11) ろうきん住宅ローン(with(自由設計))の場合、住宅資金口座を対象とします。
(注12) 全期間固定金利型、上限金利型および固定金利選択型住宅ローンが対象となります。
(注13) 有担保住宅ローンを対象とし、不動産担保取扱手数料は不要です。
(注14) 融資金を6カ月以内に全額返済した場合、手数料全額をお返しいたします。
(注15) 主債務者の方を対象とします(申込時または実行時のいずれかにて判定いたします)。
(注16) ANSER契約も同様です。



中国ろうきんのネットワーク

店舗一覧

(2024年7月1日現在)



ろうきんの
理念と基本姿勢

2023年度
事業の概況

2024年度
事業計画

中国ろうきんの概要

商品のご案内

中国ろうきんの
ネットワーク

中国ろうきんの歩み

資料編

索引

ATM・CD一覧

(2024年7月1日現在)

○鳥取県

地域	設置場所	機種	平 日		土曜日		日曜日		祝 日	
鳥取市	鳥取支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
	日ノ丸自動車	ATM	9:00	20:00	9:00	17:00	9:00	17:00	9:00	17:00
倉吉市	倉吉支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
	海田西町日ノ丸自動車	ATM	9:00	20:00	9:00	17:00	9:00	17:00	9:00	17:00
米子市	米子支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
境港市	境港市役所	ATM	9:00	19:00	9:00	17:00				

○島根県

地域	設置場所	機種	平 日		土曜日		日曜日		祝 日	
松江市	松江支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
	乃木	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
	松江市立病院	ATM	9:00	19:00						
	島根県庁	ATM	8:00	21:00	8:00	21:00	8:00	21:00	8:00	21:00
	松江市役所	ATM	8:30	17:00						
	自治労会館	ATM	8:45	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
安来市	安来支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
雲南市	雲南支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
	出雲支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
出雲市	出雲市役所	ATM	9:00	18:00						
	出雲市役所平田行政センター	ATM	8:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
大田市	大田代理店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
	大田市役所	ATM	9:00	18:00						
江津市	江津市役所	ATM	8:45	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
浜田市	浜田支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
益田市	益田支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00

○岡山県

地域	設置場所	機種	平 日		土曜日		日曜日		祝 日	
岡山市	岡山支店	ATM	8:45	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
	岡山西支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
	岡山東支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
玉野市	玉野支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
	三井生協本部	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
倉敷市	倉敷支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
	水島支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
	天満屋ハピータウン児島店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
	水島協同病院	ATM	9:00	19:00	9:00	19:00				
久米郡	柵原久木	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00				
津山市	津山支店	ATM	8:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
	津山市役所	ATM	9:00	18:00						
新見市	NTT新見	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
高梁市	備中支店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
備前市	マックスバリュ備前店	ATM	9:00	20:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00

ATM 引出し、残高照会、預入れ、振込みの取引をご利用いただけます。

CD 引出し、残高照会のみご利用いただけます。

(注)1月1日～1月3日は休止となる場合があります。

○広島県

地域	設置場所	機種	平 日		土曜日		日曜日		祝 日	
広島市	本店営業部	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
	ワークピア広島	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
	広島東支店	ATM	8:00	21:00	9:00	17:00	9:00	17:00	9:00	17:00
	広島西支店	ATM	8:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
	広島電鉄支部会館	ATM	8:00	20:00	9:00	17:00	9:00	17:00	9:00	17:00
	広島県庁	ATM	8:45	18:00						
	こくみん共済 coop会館	ATM	8:45	19:00	9:00	19:00				
	コープ高陽	ATM	9:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
	イズミはなわ可部中央店	ATM	8:45	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
呉市	呉支店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
	広駅	ATM	8:45	20:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
	呉市役所	ATM	8:45	18:00	8:45	18:00	8:45	18:00	8:45	18:00
	コープ焼山	ATM	9:00	20:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
竹原市	藤三竹原ショッピングセンター	ATM	8:45	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
三原市	三原支店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
尾道市	尾道支店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
	尾道市役所因島総合支所	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
	フレスタ因島店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
福山市	因島代理店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
	福山支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
	鋼管町支店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
	沖野上	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
	福山市役所	ATM	9:00	18:00						
	福山市民病院（共同）	CD	9:00	18:00						
	福山市西部市民センター（共同）	CD	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
	福山市北部市民センター（庁舎外）（共同）	CD	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
府中市	府中支店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
三次市	三次支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
	フレスポ三次プラザ	ATM	8:00	21:00	8:00	21:00	8:00	21:00	8:00	21:00
庄原市	庄原	ATM	8:45	20:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
	東城	ATM	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
大竹市	大竹支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
廿日市市	ゆめタウン廿日市	ATM	9:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
東広島市	西条支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00

○山口県

地域	設置場所	機種	平 日		土曜日		日曜日		祝 日	
山口市	山口支店	ATM	8:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
	山口県庁	ATM	8:45	18:00						
	山口市小郡総合支所	ATM	9:00	19:00	9:00	19:00				
岩国市	岩国支店	ATM	8:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
	岩国市役所	ATM	8:45	18:00						
柳井市	柳井代理店	ATM	8:45	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
光市	イオン光店	ATM	9:00	20:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
下松市	下松支店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
周南市	徳山支店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
防府市	防府支店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
宇部市	宇部支店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
	宇部市役所	ATM	9:00	18:00						
美祢市	美祢市民会館	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
山陽小野田市	小野田支店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
下関市	下関支店	ATM	8:45	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
萩市	萩支店	ATM	8:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
長門市	フジ長門店	ATM	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00



中国ろうきんの歩み

1950年(昭和25年)	6月	岡山県勤労者信用組合創立総会
1951年(昭和26年)	8月	全国労働金庫協会創立総会
	12月	信用組合広島県労働金庫営業開始
1952年(昭和27年)	3月	信用協同組合山口県労働金庫営業開始
1953年(昭和28年)	6月	信用組合島根県労働金庫設立
	10月	労働金庫法制定
1954年(昭和29年)	2月	営業エリアを島根・鳥取両県に拡大(山陰)
1955年(昭和30年)	4月	労働金庫連合会発足
	5月	住宅金融公庫代理業務取扱い開始
1959年(昭和34年)	7月	水害罹災者特別融資実施(山口)
	11月	炭労支援 1人1,000円預金運動開始(岡山)
1963年(昭和38年)	2月	豪雪災害復旧特別融資実施(山陰)
1965年(昭和40年)	8月	ろうきんアイドル「キン坊」誕生
1970年(昭和45年)	5月	山口県勤労者住宅建設促進資金開始(山口)
1972年(昭和47年)	1月	財形貯蓄(虹の預金)取扱い開始
	7月	7月豪雨災害特別貸付実施(山口)
1978年(昭和53年)	5月	預託金による住宅ローンの利子補給制度実施(広島)
	8月	労働金庫西部事務センター発足
1981年(昭和56年)	1月	普通預金オンライン・スタート
	8月	内国為替取引業開始
1982年(昭和57年)	11月	定期預金等オンライン・スタート
1983年(昭和58年)	4月	全国統一「サラ金」対策キャンペーン
1984年(昭和59年)	1月	全国統一オンラインシステム稼動
1985年(昭和60年)	6月	全国労金CDネット網完成
1986年(昭和61年)	10月	ろうきん新シンボルマーク(現行)採用
1987年(昭和62年)	5月	マイプラン発売開始
1990年(平成2年)	7月	MICS(全国キャッシュサービス)開始
1991年(平成3年)	1月	新オンラインシステム「UNITY」開始
	2月	サンデーバンキング開始
1994年(平成6年)	4月	国債窓口販売取扱い開始
	10月	流動性預金金利自由化
1995年(平成7年)	1月	阪神淡路大震災特別融資
	4月	阪神・淡路大震災遺児支援定期(エール30)
1998年(平成10年)	12月	中小企業金融安定化特別融資制度取扱い開始
1999年(平成11年)	1月	郵貯とのCD提携
		勤労者生活支援特別融資取扱い開始
	10月	郵貯とのATM入金提携開始
		融資限度額特例(担保評価100%)融資制度の新設
2000年(平成12年)	3月	郵貯ジョイントカード取扱い開始
	12月	郵貯相互送金サービス取扱い開始
		中国4労働金庫統合準備委員会発足
2001年(平成13年)	5月	中国4労働金庫統一商品「ゆったり.U.P」発売開始
	10月	ろうきんインターネットバンキング開始
2002年(平成14年)	1月	中国4労働金庫合併調印式
	9月	中国4労働金庫統合延期
2003年(平成15年)	2月	「日本育英会奨学生入学金融制度」取扱い開始
	6月	中国4労働金庫合併契約書調印・総会で「合併契約書」承認
	10月	中国労働金庫誕生
	12月	防府支店移転オープン
		ローンセンター防府オープン
2004年(平成16年)	4月	電話振替サービス「ZATTS」取扱い開始
	6月	アイワイバンク銀行(現セブン銀行)ATM利用提携開始
2005年(平成17年)	6月	山陰合銀A T M利用手数料キャッシュバック開始(鳥取・島根県内支店発行口座)
	10月	ローンセンター松江オープン
2006年(平成18年)	1月	MICS加盟金融機関の相互入金サービス開始
		Webお知らせサービス開始
	10月	ローンセンター岡山東オープン
	11月	携帯版Webお知らせサービス開始
2007年(平成19年)	2月	中国ろうきんプレミアム定期の取扱い開始
	3月	浜田支店移転オープン
	4月	コールセンター開設
	5月	「生活応援運動・多重債務対策本部」の設置
	6月	インターネット中国支店を開設
	7月	他行A T M利用手数料の全額キャッシュバック開始
	10月	備中支店移転オープン
	11月	1号会員、3号会員、4号特別会員の構成員の方を対象に有担保ローン保証料を無料化
		インターネットローンの取扱い開始

2008年(平成20年)	3月	会員専用サイトの開設
	4月	米子支店移転オープン
		ローンセンター米子オープン
	6月	モバイルマイプランの発売
	7月	尾道支店移転オープン
	9月	中国ろうきん5周年記念クローバーキャンペーン実施
		イオン銀行とのATM業務提携開始
	12月	就職安定資金融資制度の取扱い開始
2009年(平成21年)	1月	津山支店移転オープン
	2月	共済代理の実施
	3月	ローンセンター下関オープン
	7月	U-30ろうきんパックの発売
	10月	ワンダーキャンペーンの実施
2010年(平成22年)	3月	エコアクション21の認証取得
	6月	下松支店移転オープン
	8月	有担保ローン(対象商品)をご利用いただくすべての方を対象に保証料を無料化
	10月	全労済「一般火災共済」の取扱い開始
2011年(平成23年)	4月	予約型ローン「そなYELL」取扱い開始
	7月	西条支店・ローンセンター西条移転オープン
	8月	三次支店移転オープン
		ポイント景品交換制度に「東日本大震災遺児支援コース」新設
	11月	会員構成員1万人アンケート実施
	12月	リトライ制度(オリエントコーポレーション保証)取扱い開始
2012年(平成24年)	3月	ローンセンター営業時間および名称の変更
	4月	ホームページの全面リニューアル
		安来支店移転オープン
	10月	特別金利定期預金「HAPPYプラス」の発売
2013年(平成25年)	3月	プレミアム定期預金S(スペシャル)の発売
	6月	益田支店移転オープン
	7月	「退職前世代向けサービス「ネクスト・ステージ」」の発売
	10月	中国ろうきん創立10周年
2014年(平成26年)	1月	次世代システム(アール・ワン)への移行
	5月	ろうきん2014住宅応援キャンペーンの実施
	8月	助け合いプラン「安心パック」取扱い開始
	9月	山口支店移転オープン
	11月	子会社による法人代理店の出店
2015年(平成27年)	3月	本店ビル移転オープン
	4月	土曜日営業の開始
	5月	本店ビルグランドオープンキャンペーン
	11月	教育ローン(カード型)の取扱い開始
2016年(平成28年)	4月	世帯向けサービス「しあわせの糧(たすき)」の取扱い開始
	5月	玉野支店移転オープン
	9月	2016家計応援キャンペーンの展開
	12月	Web完結(ペーパーレス)契約スキームの取扱い開始
2017年(平成29年)	4月	住宅プラス500の取扱い開始
		おまとめローンの取扱い開始
	8月	インターネットバンキング投資信託の取扱い開始
	10月	口座開設アプリの取扱い開始
2018年(平成30年)	4月	認知症治療保険の取扱い開始
	10月	会員専用「Web完結型助け合いプラン「安心パック」専用フリーローン」の取扱い開始
2019年(令和元年)	4月	リバースモーゲージローンの取扱い開始
		ロッキーチャンスの取扱い開始
	5月	岡山東支店・ローンセンター岡山東移転オープン
		因島代理店移転オープン
2020年(令和2年)	4月	プレミアム定期預金L(ロング)の取扱い開始
	7月	三原支店移転オープン
	9月	奨学金借換専用ローンの取扱い開始
	10月	たんぽぽ認知症年金保険(たんぽぽプラス)の取扱い開始
2021年(令和3年)	4月	"高齢者"のための10のお役立ち!「生涯取引き」ラインナップの取扱い開始
		住宅ローン利用者専用フリーローンの取扱い開始
2022年(令和4年)	8月	女性応援「ろうきんRaseek定期預金」の取扱い開始
	10月	がん団信・引受緩和団信の取扱い開始
2023年(令和5年)	5月	福山支店リニューアルオープン
	10月	中国ろうきん創立20周年
	10月	ろうきん住宅ローンwith(自由設計)の取扱い開始
	1月	災害救援ローンの常設



資料編／財務データ(単体)

○決算の状況

貸借対照表……………63～66

損益計算書……………67

剰余金処分計算書……………67

○安全性の指標

労働金庫法に基づく開示債権および金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権……68

資産査定に係る各種基準の比較……………69

○経営指標

主要な業務の状況を示す指標……………70

純資産の内訳……………70

常勤役職員1人当たり預金・貸出金残高……………70

1店舗当たり預金・貸出金残高……………70

○業績の内容

会員数・出資金に関する指標

会員数内訳……………71

大口出資会員一覧……………71

出資配当等……………71

預金に関する指標

預金科目別残高(期末残高)……………71

預金種類別内訳(平均残高)……………71

定期預金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)……………71

預金者別内訳(期末残高)……………71

財形貯蓄残高(期末残高)……………71

貸出金等に関する指標

貸出金科目別内訳(平均残高)……………72

貸出金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)……………72

貸出金担保種類別内訳(期末残高)……………72

債務保証見返勘定の担保種類別内訳(期末残高)……………72

貸出金使途別内訳(期末残高)……………72

貸出金貸出先別・業種別内訳(期末残高)……………72

預貸率(期末値・期中平均値)……………72

有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高……………73

有価証券の種類別・残存期間別の残高……………73

有価証券の種類別の平均残高……………73

預証率(期末値・期中平均値)……………73

有価証券の時価情報……………73～74

金銭の信託の時価情報……………74

金融先物取引等・デリバティブ取引・

先物外国為替取引等……………74

「当金庫のデリバティブへの取組み姿勢等」について……………74

その他業務に関する指標

公共債窓口販売実績……………75

投資信託窓口販売実績……………75

内国為替取扱実績……………75

○自己資本の充実の状況

単体自己資本比率(国内基準)……………75

自己資本の構成に関する開示事項……………76～77

自己資本の充実度に関する事項……………78

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用される
エクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)……………79～80

信用リスク削減手法に関する事項……………81

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手の
リスクに関する事項……………81

証券化エクスポージャーに関する事項……………81

出資等エクスポージャーに関する事項……………82

リスク・ウェイトのみなし計算が適用される
エクスポージャーに関する事項……………82

金利リスクに関する事項……………82～83

オペレーショナル・リスクに関する事項……………83



索引

労働金庫法第94条第1項において準用する 銀行法第21条の規定に基づく開示項目

労働金庫法施行規則第114条による開示項目

1. 金庫の概況および組織に関する事項

(1) 事業の組織	48
(2) 理事および監事の氏名および役職名	47
(3) 会計監査人の氏名または名称	47
(4) 事務所の名称および所在地	57～58
(5) 当該労働金庫代理業者の商号、名称または氏名	57～58
(6) 当該労働金庫代理業者が当該金庫のために労働金庫代理業を行う 営業所または事務所の名称	57～58

2. 金庫の主要な事業の内容

3. 金庫の主要な事業に関する事項

(1) 事業の概況	09～12
(2) 主要な事業の状況を示す指標	
・経常収益	12
・経常利益	12
・当期純利益	12
・出資総額および出資総口数	12
・純資産額	12
・総資産額	12
・預金積金残高	12
・貸出金残高	12
・有価証券残高	12
・単体自己資本比率	12
・出資に対する配当金	12
・職員数	12

(3) 事業の状況を示す指標

① 主要な業務の状況を示す指標

・業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益 およびコア業務純益（投資信託解約損益を除く）	70
・資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支	70
・資金運用勘定ならびに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り および資金利鞘	70
・受取利息および支払利息の増減	70
・総資産経常利益率	70
・総資産当期純利益率	70

② 預金に関する指標

・預金の種類別内訳（平均残高）	71
・定期預金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）	71

③ 貸出金等に関する指標

・貸出金の科目別内訳（平均残高）	72
・貸出金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）	72

・貸出金・債務保証見返勘定の担保種類別内訳（期末残高）	72
・貸出金の使途別内訳（期末残高・同構成比）	72
・貸出金の業種別内訳（期末残高・同構成比）	72
・預貸率（期末値・期中平均値）	72

④ 有価証券に関する指標

・商品有価証券の種類別内訳（平均残高）	73
・有価証券の種類別内訳（残存期間別の期末残高）	73
・有価証券の種類別内訳（平均残高）	73
・預証率（期末値・期中平均値）	73

4. 金庫の事業の運営に関する事項

(1) リスク管理の体制	28～30
(2) 法令遵守の体制	25～27
(3) 苦情等への対応	36
(4) 地域社会の活性化に関する取組み	42

5. 財産の状況に関する事項

(1) 貸借対照表	63～66
(2) 損益計算書	67
(3) 剰余金処分計算書	67
(4) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額およびその合計額	
① 破産更生債権およびこれらに準ずる債権	68
② 危険債権	68
③ 三月以上延滞債権	68
④ 貸出条件緩和債権	68
⑤ 正常債権	68
⑥ 合計額	68
(5) 自己資本の充実の状況	75～83
(6) 有価証券	73～74
(7) 金銭の信託	74
(8) 労金法施行規則第86条第1項第5号に掲げる取引 （金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等）	74
(9) 貸倒引当金（期末残高・期中増減額）	79
(10) 貸出金償却の額	80
(11) 金庫が労金法第41条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損 益計算書および剰余金処分計算書または損失金処理計算書につ いて会計監査人の監査を受けている場合のその旨	67

労働金庫法施行規則第115条による 開示項目（連結情報）

1. 金庫およびその子会社等の概況に関する事項

(1) 金庫およびその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成	85
(2) 金庫の子会社等に関する事項	
・名称	85
・主たる事務所の所在地	85
・資本金または出資金	85

・事業の内容	85
・設立年月日	85
・金庫が保有する子会社等の議決権の総株主または総出資者の 議決権に占める割合	85
・金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等 の議決権の総株主または総出資者の議決権に占める割合	85

2. 金庫およびその子会社等の主要な事業に関する事項

(1) 事業の概況	85
(2) 主要な事業の状況を示す指標	
・経常収益	85
・経常利益	85
・当期純利益	85
・純資産額	85
・総資産額	85
・連結自己資本比率	85

3. 金庫およびその子会社等の財産の状況に関する事項

(1) 連結貸借対照表	86～89
(2) 連結損益計算書	89
(3) 連結剰余金計算書	90
(4) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額およびその合計額	
① 破産更生債権およびこれらに準ずる債権	90
② 危険債権	90
③ 三月以上延滞債権	90
④ 貸出条件緩和債権	90
⑤ 正常債権	90
⑥ 合計額	90
(5) 自己資本の充実の状況	90～96

労働金庫法に基づく開示債権および金融機能の 再生のための緊急措置に関する法律に基づく 開示債権

1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権	68
2. 危険債権	68
3. 要管理債権	68
4. 正常債権	68
5. 合計	68

労働金庫の自主開示基準

1. 概況等

(1) 事業方針	13～14
(2) 役員の出身組織等	47
(3) 代表理事・常勤理事・参事の兼職の状況	47

(4) 職員の状況	48
(5) 自動機設置状況	59～60
(6) 大口出資会員	71
(7) 会員数内訳	71
(8) 出資配当等	71

2. 経理・事業内容

(1) 純資産の内訳	70
(2) 業務純益	12
(3) 利益率	70
(4) 常勤役職員1人当たり預金残高	70
(5) 1店舗当たり預金残高	70
(6) 常勤役職員1人当たり貸出金残高	70
(7) 1店舗当たり貸出金残高	70

3. 資金調達

(1) 預金科目別残高	71
(2) 預金者別内訳	71
(3) 財形貯蓄残高	71

4. その他の業務

(1) 公共債窓口販売実績	75
(2) 投資信託窓口販売実績	75
(3) 内国為替取扱実績	75
(4) 手数料	55～56

5. その他

(1) 沿革・歩み	61
(2) 商品・サービスの案内と利用に当たっての注意事項	49～54
(3) 社会的責任と貢献活動	41～44
(4) トピックス	07～08
(5) 当金庫の考え方	03～04
(6) 全国労金の概要	04

金額、比率の表示方法

1. 金額単位

- (1) 各表に表示した金額単位未満の端数を切り捨てて記載しています（ただし、「労働金庫法に基づく開示債権および金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権」については、金額単位未満を四捨五入しています）。
- (2) 小計、合計等の合算は、円単位まで算出し、単位未満を切り捨てて記載しています。したがって、内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。
- (3) 期中増減額（比率）、諸利回り、諸比率等の算出に当たっては、各表上の単位未満を切り捨てた計数を使用しています。なお、官庁報告に係る諸比率等については、報告数値をそのまま記載しています。

2. 諸利回り・諸比率

小数点第3位を切り捨てし、第2位までを記載しています。